

官報

平成八年六月四日

○第一百三十六回 衆議院会議録 第三十二号

平成八年六月四日(火曜日)

議事日程 第二十一号

平成八年六月四日
午後一時開議

第一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

第二 文化財保護法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

第三 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

午後一時四分開議

○議長(土井たか子君) いに關する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 本件を議題といたします。

を補完する制度として、建造物のうち指定文化財以外のものを対象として、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要なものについて、届け出制と国による指導、助言、勧告を基本とする緩やかな保護措置等内容とする登録制度を新設すること、

第二に、重要文化財の現状変更の許可等について指定都市及び中核市への権限委任を進め、また文化財の保存及び活用に関する市町村の役割の明確化を図ること、

第三に、重要文化財の公開等について規制緩和を進めることにより、重要文化財等の活用の促進を図ること

等あります。

本件は、四月十二日参議院より送付され、五月

二十一日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、五月三十一日奥田文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行ひ、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(土井たか子君) 日程第三、日本国の自衛

隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

です。

委員長の報告を求めます。外務委員長閑谷勝嗣さん。

日本国との自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に

支授、物品又は役務の相互の提供に関する日本

国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締

結について承認を求めるの件を議題といたします。

本件は、去る四月二十六日本院に提出され、五

月二十八日本会議において趣旨の説明及びこれに

対する質疑が行われた後、外務委員会に付託され

ました。

本件は、三十日池田外務大臣か

ら提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、三十一

月質疑を終了し、討論の後、引き続き採決を行い

ました結果、本件は多数をもって承認すべきもの

と議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

〔閑谷勝嗣君登壇〕

○閑谷勝嗣君 大だいま議題となりました日米物

品役務相互提携協定につきまして、外務委員会に

おける審査の経過及び結果を御報告申し上げま

す。

我が国政府は、自衛隊とアメリカ合衆国軍隊と

の間における後方支援において提供される物品ま

たは役務の相互の提供に関する枠組みを設けるこ

とにより、日米安全保障条約の円滑なかつ効果的

な運用並びに国際連合を中心とした国際平和のた

めの努力に寄与するため、本協定を締結すること

につきアメリカ合衆国政府と交渉を行った結果、

平成八年四月十五日、東京において本協定の署名

が行われました。

本協定は、その適用対象を日米共同訓練、国際

連合平和維持活動または人道的な国際救援活動と

すること、これらの活動に必要な後方支援における

物品または役務を自衛隊と米軍が相互に要請、

提供できること、物品の提供に係る決済について

は同一物品の返還を原則とすること、役務の提供

に係る決済については通貨または同種、同価値の

役務により決済すること、提供される物品または

保険委員会における審査の経過及び結果について

御報告申し上げます。

本案は、日本国との自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互通報に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

です。

本件は、去る五月二十八日本会議に付託さ

れ、同月三十日日井防衛庁長官から提案理由の説

明を聴取した後、質疑に入りました。翌三十一日

質疑を終了し、討論の後、採決いたしましたとこ

と議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

〔内閣提出〕

○議長(土井たか子君) 日程第四、自衛隊法の一

部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長松岡

満壽男さん。

○松岡満壽男君登壇

○松岡満壽男君 大だいま議題となりました自衛

隊法の一部を改正する法律案につきまして、安全

保障委員会における審査の経過及び結果について

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

官報(号外)

商標法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 商標法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長甘利明さん。

商標法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔甘利明君登壇〕

○甘利明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、商標制度をめぐる内外の情勢の変化にかんがみ、商標法条約の確実な実施を確保するとともに、商標制度を改善するための措置等を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、商標権の存続期間の更新登録について、更新時に審査を行う出願制度を廃止し、申請のみにより更新する制度を導入することとともに、商標に係る各種手続を簡素化すること、

第二に、商標権付与前の登録異議申し立て制度を廃止し、商標権付与後に登録異議の申し立てを行うことができる制度を導入するとともに、使用者をしていない商標の商標登録の取り消し審判を改善すること、

第三に、商標権に係る料金制度の改善を図り、あわせて他の工業所有権制度に共通する手続を整備すること

などであります。

本案は、去る四月二十一日参議院から送付され、五月二十八日当委員会に付託され、本日塚原通商大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

八年度において講じようとする環境の保全に関する施策についての文書

(當任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

西銘順治君

古堅実吉君

橋康太郎君

佐藤静雄君

衛藤晟一君

寺前巖君

西銘順治君

古堅実吉君

橋康太郎君

佐藤静雄君

衛藤晟一君

寺前巖君

西銘順治君

古堅実吉君

橋康太郎君

佐藤静雄君

西銘順治君

古堅実吉君

橋康太郎君

佐藤静雄君

西銘順治君

古堅実吉君

橋康太郎君

佐藤静雄君

西銘順治君

古堅実吉君

橋康太郎君

佐藤静雄君

科学技術委員

辞任

斎藤

鳥居

渡部

赤松

山元

水野

赤松

渡辺浩

山田

渡辺浩

鉄夫君

修君

一雄君

恒三君

鐵夫君

修君

一郎君

新君

博君

清君

廣隆君

前原誠司君

誠一君

泉君

山崎

金田

赤松

赤松

西井

冬柴鐵三君

忠洋君

松下忠洋君

鳥居一雄君

北橋健治君

笛木竜三君

和夫君

吉田治君

山崎

赤松

渡部恒三君

鳥居一雄君

赤松

西井

小杉

仁君

村井隆君

柿澤弘治君

忠洋君

野呂田芳成君

北側一雄君

西井忠洋君

博義君

聖子君

靖一君

茂木敏充君

北橋健治君

笛木竜三君

和夫君

吉田治君

山崎

赤松

渡部恒三君

鳥居一雄君

赤松

西井

小杉

仁君

村井

柿澤弘治君

忠洋君

北側一雄君

西井忠洋君

東家嘉幸君

伊藤宗一郎君

三塚博君

渡部恒三君

熊谷弘君

赤松

西井

柿澤弘治君

忠洋君

東家嘉幸君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

議長の報告

金融問題等に関する特別委員会

辞任

柿澤弘治君

小杉隆君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

柿澤弘治君

五十五万余円の水準にまで落ち込んでいる。

當業収入の低下にともなう賃金の低下のみならず、明白な賃下げを行ふ事業者も多く、一例を京都地区においてみると、同地区に多くみられるいわゆる「リース制」の賃金制度を採用する事業

場では、「リース」経費を引き上げたり、運賃改定時に運賃メーター器の改造費用を労働者の負担として賃金から差し引くなどの不当な賃下げが行われている実態がある。

こうした労働条件の低下は、運賃改定時にタクシー事業者が申請した理由が守られないことに起因するものであり、労働条件改善を利用者・国民に約束して値上げへの理解を求めたことを考えれば、運賃改定を認可した政府として、その完全な履行を確保する責任がある。

よって、次の事項について質問をする。

一 一九九五年二月認可の東京都特別区・武三地区タクシー運賃改定以来、全国各地で認可されたタクシー運賃の改定は、たとえば運転者の人件費のアップ分については、賃金水準を上昇させることを目的としている「時短が運賃の原資に含まれているので、時短を実施することにより、運転者の賃金を下げる」といふようにする」と(一九九五年二月二十一日付け関自旅二第三八八号)関東運輸局長通達とされていて、これに代表されるように、運転者の賃金水準の改善と賃下げなしの時短が全国各地に共通する主要な改定の理由とされていた。

また、輸送効率向上への対応についても、一例として「曜日別に、また季節波動に即して、計画的な休車の実施など効率的な運用を図ること」「地域の需要動向に応じ暫定減車制度を積極的に活用し、経営の合理化を図ること」(一九九六年三月二十一日付け中運自旅二第八六号の二中部運輸局長通達)とされているように、需要波動に対応した休車、需給動向に対応した減車が認可に付する条件として全国各地に共通して求められていた。

(一) 運転者の賃金水準の改善、賃下げなしの

時短の点につき、各地区において十分な実効があったと政府は認識しているのかどうか。不十分であるならば、今後、実効を確保するためにどのような措置を講じるのか。

また、各運輸局は順次労働条件の改善状況を公表しているが、労働省においては

「おおむね改定後二か月以上経過した時点及び一年を経過した時点において(中略)改善内容について報告を求める」東京地区的タクシー運賃の改定と同様の趣旨のタク

シー運賃の改定が行われた場合には、同様の対応を行うよう配意されたい(一九九五年二月二十一日付け基賃発第一号及び同一号の一 労働省労働基準局賃金時間部長通達)とされているにもかかわらず、東京地区の運賃改定から一年以上を経過した今日に至っても各労働基準局の改善状況把握の調査結果が公表されないのは、なぜか。政

府として公表するべきであると考えるがどうか。

(二) 一九九五年六月六日の衆議院運輸委員会で運輸大臣は、各企業ごとに「日を光らし

て」と述べているが、例えば大阪のロイヤルタクシーでは一九九三年の運賃改定時に

も労働条件改善がなく、行政指導による車両のグレードアップを実施することを理由

に労働者一人当たり年間約三十万円の賃下げを強行して、これに反対する労働組合の委員長を不正に解雇する事例も起こっている。

この企業を含め、賃下げをするなど運転等から安全性の低下や乗客への接遇の面でのサービス低下などの問題を発生させている。

こうしたアルバイト運転者の採用について、

政府は実態をどのように把握しているのか。ま

た、自動車運送事業等運輸規則に違反している

ものはもとより、実態においてその趣旨を逸脱

しているものについて違法行為排除と安全輸送

確立の趣旨の順守をはかるため、どのような措

置を講じるつもりか。

(三) 曜日波動に対応した輸送効率向上に

ついて労働基準法及び自動車運転者の

労働時間等の改善基準告示違反が多発して

いること等に鑑みれば、これらの教訓を踏

まえた特別に強力な指導が求められるべきであるが、政府はどのような対策を講じ

るものか。その対策の結果、一九九七年四月一日より確実に法定労働時間が順守さ

れる見通しとそれを可能にする具体策を明らかにされたい。

(一) 法定労働時間短縮にともなう人件費増の原資を償つためにタクシー事業者が運賃改定を申請することも予想されるが、前回運賃改定による労働条件改善が十分でないことを考えれば、今後予想される運賃改定においては、その認可条件が確実に順守される担保措置が必要と考えられる。一九九九年十一月二十一日付け物価対策交通関係閣僚協議会の決定により実施された労使間での賃金改定時期を指定する等と同様の措置をとることが実効のある措置と考えるがどうか。

運賃改定時期を指定する等と同様の措置をとることで、労使間での賃金改定時期を指定する等と同様の措置をとることが実効のある措置と考えるがどうか。

運賃改定時期を指定する等と同様の措置をとることで、労使間での賃金改定時期を指定する等と同様の措置をとすることが実効のある措置と考えるがどうか。

運賃改定時期を指定する等と同様の措置をとることで、労使間での賃金改定時期を指定する等と同様の措置をとすることが実効のある措置と考えるがどうか。

運賃改定時期を指定する等と同様の措置をとることで、労使間での賃金改定時期を指定する等と同様の措置をとすることが実効のある措置と考えるがどうか。

運賃改定時期を指定する等と同様の措置をとることで、労使間での賃金改定時期を指定する等と同様の措置をとすることが実効のある措置と考えるがどうか。

運賃改定時期を指定する等と同様の措置をとることで、労使間での賃金改定時期を指定する等と同様の措置をとすることが実効のある措置と考えるがどうか。

運賃改定時期を指定する等と同様の措置をとることで、労使間での賃金改定時期を指定する等と同様の措置をとすることが実効のある措置と考えるがどうか。

運賃改定時期を指定する等と同様の措置をとることで、労使間での賃金改定時期を指定する等と同様の措置をとすることが実効のある措置と考えるがどうか。

運賃改定時期を指定する等と同様の措置をとることで、労使間での賃金改定時期を指定する等と同様の措置をとすることが実効のある措置と考えるがどうか。

の労働時間達成している状況にあり、同運輸局管内のその他の地区においても、一定の労働条件の改善が現れているものと認識している。さらに、その他の地方運輸局及び沖縄総合事務局が管轄する地域についても、引き続き各事業者から報告を求めて、労働条件の改善状況の把握に努める考えである。なお、労働条件の改善が不十分と認められる事業者については、情報を聴取する考え方である。

政府としては、平成七年二月のタクシーレン改定に際し、都道府県労働基準局長に対し、運賃改定を機に、各事業者において労働時間等の労働条件を改善するよう関係事業者団体を通じて強く指導するとともに、一定期間後その改善内容について報告を求めるよう指示している。その集計結果の概要については、照会に応じ公開しているところである。

労働条件を改善する目的とする運賃改定を行った場合は、その目的が確実に達成されるよう、労働条件の改善が不十分と認められる事業者については、基本的には労使間の話し合いを前提として当該事業者自らが労働条件の改善に応じ、個別に事情を聴取する考え方である。

タクシー事業の一層の輸送効率向上を図る観点から、今後、各事業者による取組が不十分であると判断される場合には、その段階において、当該地区的実情に即した措置を講ずることを検討する考え方である。

また、供給過剰地域における減車については、各事業者の自主的な経営判断によることが基本であると認識している。しかしながら、事業者の自主的努力によっては対応し難い著しい需給不均衡の解消のためには、必要に応じ、

中小事業者の経営等にも十分配慮しつつ、適切な措置を講じていく考え方である。

二について

いわゆるアルバイト運転者の選任については、事業者に対する監査の際に、旅客自動車運送事業等運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十六条第一項の規定に違反しているか否かを調査しているところである。

また、同規定に違反していわゆるアルバイト運転者を選任している事業者に対しては、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四十一条に規定する行政処分を行うことも含め適切に対処する考え方である。

三の（一）について

政府としては、タクシーレン改定を行いつつ、労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金の支給等を含む細かな啓発、指導及び援助を行いつつ、労働時間短縮を推進しているところである。

今後ともこれら施策を積極的に推進することにより、平成九年四月一日から週四十時間とされる法定労働時間が確実に遵守されるよう努めてしまいたい。

三の（二）について

運賃改定申請は、各事業者の自主的な経営判断を基に行うものであって、各事業者は、申請の目的を確実に果たしていく努力をするべきであると認識しており、この認識に立って、今後とも、必要となる費用を査定原価に織り込む等事業全体の労働環境の改善に向けた適切な措置を講じていく考え方である。

三の（三）について

（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に生じた事実に基づく外国法事務弁護士に対する懲戒の処分については、適用については、なお従前の例による。

（懲戒の処分に関する経過措置）

この法律の施行前に生じた事実に基づく外国法事務弁護士に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

（附則）

衆議院議長 土井たか子殿

外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十年法律第六十六号）の一部を改正する法律

第二条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第一号を第十一号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 國際仲裁事件 国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であつて、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものをいう。

第五条の次に次の二条を加える。

（国際仲裁事件の手続の代理）

第五条の二 外國法事務弁護士は、前二条の規定にかかわらず、国際仲裁事件の手続（当該手続に伴う和解の手続を含む。第五十八条の二において同じ。）についての代理を行なうことができる。

第五十八条の二を第五十八条の三とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

（外國弁護士による国際仲裁事件の手続の代理）

第五十八条の二 外國弁護士（外國法事務弁護士である者を除く。）であつて外國において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つている者を除く。）は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続についての代理を行なうことができるものとす

ること。

2 外國法事務弁護士は、国際仲裁事件の手続についての代理を行なうことができるものとす

ること。

3 外國で法律事務を行なう業務に従事している外國弁護士は、その外国で依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続についての代理を行なうことができるものとす

ること。

4 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、涉外的法律関係の一層の安定を図るため、我が国を仲裁地とする国際仲裁事件

官 報 (号) 外

の手続につき、外国法事務弁護士等が当事者を代理することができる」ととするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成八年五月二十一日

衆議院議長 土井たか子殿 法務委員長 加藤 卓一

参議院議長 藤原 十朗

文化財保護法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年四月二十一日

衆議院議長 土井たか子殿 参議院議長 藤原 十朗

文化財保護法の一部を改正する法律
の一部を次のように改正する。

文化財保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)
(第五十六条の二)を「第二節 登録有形文化財
(第五十六条の二)」を「第三節 重要文化財及び登

録有形文化財以外の有形文化財
(第五十六条の二)に、「第九十七条」を「第九十七条の五」
に改める。

第四十条第二項中「から第七条まで」を「及び第六条」に改める。

第五十一条第七項中「外、重要な文化財の所有者

又は管理団体から、その所有又は管理に係る重要な文化財を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があった場合において、文化庁長官が適切と認めてこれを承認したときは、文部省令の定めるところにより、その公開のために要する費用の「ほか、重要な文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要な文化財を公開するために要する費用は、文部省令で定めるところにより、その」に改め、後段を削る。

第五十二条第一項中「第五十一条を「第五十二条第一項、第二項若しくは第三項」に改める。
第五十三条第一項ただし書を次のように改め
る。

ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けて「公開承認施設」という)において展覧会その他他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

第五十三条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者(文化庁長官を除く)は、重要な文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文部省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。

第五十六条の二中「重要な文化財」の下に「及び登録有形文化財」を加え、第三章第二節中同条を第五十六条の二の十二とする。

第五十六条の二中「重要な文化財」を「第三節 重要な文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財」に改める。

第三章第一節の次に次の二節を加える。

第一節 登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第五十六条の二 文部大臣は、重要な文化財以外の有形文化財(第九十八条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つてあるものうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

3 前二項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

4 第一項及び第二項の規定による登録の抹消には、前条第二項の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の滅失又はき損)

第五十六条の二の五 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その所有者は、文部省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の修理)

第五十六条の二の六 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体が

の意見を聞くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(告示、通知及び登録証の交付)

第五十六条の二の二 前条第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録された有形文化財(以下「登録有形文化財」という。)の所有者に通知する。

2 前条第一項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対する通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条第一項の規定による登録をしたときは、文部大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4 登録証に記載すべき事項その他の登録証に関する事項は、文部省令で定める。

5 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理(当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行う団体(以下この節において「管理団体」という。)に指定することができる。

2 登録有形文化財の管理には、第三十二条第三項、第三十二条第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定を準用する。

3 文部大臣は、登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その所有者は、文部省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の修理)

第五十六条の二の六 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体が

の意見を聞くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(登録有形文化財の管理)

第五十六条の二の四 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責に任すべき者(以下この節において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他の文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(登録有形文化財の修理)

第五十六条の二の五 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その所有者は、文部省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の修理)

第五十六条の二の六 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体が

ある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三十四条の三第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第五十六条の二の七 登録有形文化財に關しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようととする日の三十日前までに、文部省令で定め

るところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に

基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に關し必要な指導、助言又は勸告をすることができる。

(登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導)

第五十六条の二の八 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に關し技術的指導を求めることができる。

(登録有形文化財の公開)

第五十六条の二の九 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者(管理団体がある場合は、その者の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない)。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第四十七条の二第三項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認める

ときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関する指導又は助言をることができる。

(登録有形文化財の現状等の報告)

第五十六条の二の十 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる)。

(登録有形文化財の引渡し)

第五十六条の二の十一 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

(登録有形文化財の所有者

が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

第五十六条の七第七項中「から重要無形文化財を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があつた」を「が重要無形文化財を公開する」に改め同条第三項中「からその記録を国の補助を受けた」を「がその記録を公開したい旨の申出があつた場合において、文化庁長官がこれを承認したときは」を「がその記録を公開する場合には」に改め、同条第四項を削る。

第五十六条の二の二の九登録及びその登録の抹消(第五十六条の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く)

第一の二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消(第五十六条の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く)

第一の二の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く)

第八十四条の二第一項第一号の次に次の一号を加える。

第一の二の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く)

第一の二の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く)

第一の二の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く)

第一の二の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く)

第一の二の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く)

第一の二の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く)

第五十六条の十九第二項中「からその記録を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があつた」を「がその記録を公開する」に改め、「及び第四項」を削る。

第八十条第四項中「都道府県」の下に「若しくは市等」という。」を加える。

第五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)を加える。

第八十条の二中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加える。

第八十四条の二第一項第一号の次に次の一号を加える。

第一の二の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く)

定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合には、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部大臣に返付しなければならない。

第九十七条の三 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 登録有形文化財を取得したとき。

二 登録有形文化財の所管換えを受け、又は所管部が滅失し、又はき損したとき。

三 所管に属する登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したとき。

四 登録有形文化財の現状を変更しようとするとき。

二 各省各庁の長は、文部大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

三 第各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

三 第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第三十二条第一項の規定を、第一項第三号に掲げる場合に係る通知には第五十六条の二の五の規定を、同項第四号及び前項に規定する場合に係る通知には第五十六条の二の七第一項の規定を準用する。

四 第一項第四号及び第二項に規定する現状の変更には、第五十六条の二の七第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

五 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第四号又は第二項に規定する現状の変更に關し、文部大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に對して意見を述べることができる。

第六章第二節中第九十七条の次に次の四条を加える。

第一の二の二の三第一項の規定による登録をしたときは、第五十六条の二の二第一項又は第三項の規定により所有者に対する登録をしたときをもつて足

う。において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の觀覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文化庁長官に届けることをもつて足りる。

第五十六条の十五第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

第五十六条の二の二第一項又は第三項の規定による登録の抹消をしたときは、同条第三項の規

定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

二 国の所有に属する登録有形文化財について、

二 国の所有に属する登録有形文化財について、

官報 (号外)

第九十七条の五 国の所有に属する登録有形文化財については、第五十六条の二の四第三項から第五項まで、第五十六条の二の六第二項及び第五十六条の二の九第三項の規定は、適用しない。

第九十八条の二第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加える。

第九十九条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加え、同項第一号中、「第五十六条の七第四項、第五十六条の十九第二項(第八十三条の十一)で準用する場合を含む。」を準用する場合を含む。」を削り、同項第三号中「同条第七項(第五十六条の七第二項及び第五十六条の十六)で準用する場合を含む。」を削り、同項第四号中「第五十三条を「第五十三条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第一項から第四項までの規定中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加える。

第一百条第一項中「地方自治法昭和二十一年法律第六十七条第一百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市」を「指定都市等」に改め、同条第二項中「前項に規定する市」を「指定都市等」に改める。

第一百条の二中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加える。

第一百四条中「第一百条第一項に規定する市」を「指定都市等」に改める。

第一百四条の二中「教育委員会」を「及び市町村(市町村の組合及び特別区を含む。以下この節において同じ。)の教育委員会」に改め、「当該都道府県」の下に「又は市町村」を加える。

第一百五条の見出しを「(地方文化財保護審議会)」に改め、同条第一項中「都道府県」を「都道府県及び市町村」に、「都道府県文化財保護審議会」を「都道府県文化財保護審議会」に改め、同条第一項中「都道府県文化財保護審議会は、都道府県又は市町村に、「及びを」並びに「の教育委員会」を「又は市町村の教育委員会に」に改め、同条第三項中「都道府県文化財保護審議会」を「地方文化財保護審議会」に改める。

第九十七条の五 国の所有に属する登録有形文化財については、第五十六条の二の四第三項から第五項まで、第五十六条の二の六第二項及び第五十六条の二の九第三項の規定は、適用しない。

第九十八条の二第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加える。

第九十九条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加え、同項第一号中、「第五十六条の七第四項、第五十六条の十九第二項(第八十三条の十一)で準用する場合を含む。」を準用する場合を含む。」を削り、同項第三号中「同条第七項(第五十六条の七第二項及び第五十六条の十六)で準用する場合を含む。」を削り、同項第四号中「第五十三条を「第五十三条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第一項から第四項までの規定中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加える。

第一百条第一項中「地方自治法昭和二十一年法律第六十七条第一百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市」を「指定都市等」に改め、同条第二項中「前項に規定する市」を「指定都市等」に改める。

第一百条の二中「都道府県」の下に「又は指定都市等」を加える。

第一百四条中「第一百条第一項に規定する市」を「指定都市等」に改める。

保護審議会に改める。

第一百六条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第一百七条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第一百八条第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第一百九条第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第一百十条中「五万円」を「十万円」に改める。

第一百八条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第一百九条中「十万円」を「三十万円」に改める。

改め、同条第三号中「(第五十六条の十四で準用する場合を含む。)」の下に「、第五十六条の二の四第四項、第五十六条の二の六第二項」を加える。

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(重要文化財等の公開の届出に関する経過措置) 2 この法律の施行の際現に改正前の文化財保護法(以下「旧法」という。)第五十三条第一項の規定による許可を受け、又はその申請を行っている改正後の文化財保護法(以下「新法」という。)第五十二条第一項(ただし書に規定する公開承認施設の設置者であつて当該公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたもののみなす。

3 この法律の施行前に旧法第五十三条第一項ただし書の規定による届出を行つた文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体であつて、新法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行つたもののみなす。

4 文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

1 本案は、文化財の適切な保護及び国民の文化財に接する機会の拡大に資するため、国及び地方公共団体の文化財指定制度を補完する制度として、有形文化財のうち建造物について届出制と指導、助言、勧告を基本とする緩やかな保護措置の内容とする登録制度を新設し、文化財の保護手法の多様化を図るとともに、文化財保護における指定都市及び中核市への権限委任並びに市町村の役割の明確化及び規制緩和による重要な文化財等の活用の促進を図ろうとするものとのみなす。

2 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘査し、有形文化財の登録に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講るものとする。

(検討) 6 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘査し、有形文化財の登録に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講るものとする。

1 文化財保護法の一項を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

1 本案は、文化財の適切な保護及び国民の文化財に接する機会の拡大に資するため、国及び地方公共団体の文化財指定制度を補完する制度として、有形文化財のうち建造物について届出制と指導、助言、勧告を基本とする緩やかな保護措置の内容とする登録制度を新設し、文化財の保護手法の多様化を図るとともに、文化財保護における指定都市及び中核市への権限委任並びに市町村の役割の明確化及び規制緩和による重要な文化財等の活用の促進を図ろうとするものとのみなす。

2 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘査し、有形文化財の登録に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講るものとする。

1 文化財登録制度の導入

1 文化部大臣は、建造物(重要文化財の指定を受けているもの等は除く。)のうち保存・活用のための措置が特に必要とされるものを、文化財保護審議会への諮問・答申を踏まえ、文化財登録原簿に登録することができるものとすること。

(一) 登録される建造物は、官報で告示するとともに、登録有形文化財の所有者に対し通知し、登録証を交付すること。また、登録有形文化財の所有者は、滅失又はき損した場合及び現状変更をしようとする場合並びに所有者の変更があつた場合は文化庁長官に届け出なければならないものとすること。

2 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

3 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

4 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

5 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

6 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

7 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

8 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

9 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

10 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

11 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

12 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

13 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

14 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

15 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

16 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

17 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

18 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

19 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

20 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

21 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

22 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

23 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

24 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

25 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

26 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

27 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

28 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

29 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

30 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

31 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

32 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

33 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

34 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

35 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

36 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

37 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

38 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

39 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

40 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

41 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

42 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

43 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

44 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

45 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

46 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

47 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

48 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

49 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

50 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

51 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

52 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

53 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

54 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

55 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

56 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

57 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

58 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

59 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

60 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

61 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

62 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

63 文化部大臣は、現状変更の届出があつた

(三) 文化庁長官は、現状変更の届出があつた

九

平成八年六月四日 衆議院会議録第三十二号 文化財保護法の一部を改正する法律案及び同報告書

場合必要な指導・助言又は勧告ができる」とし、その他管理又は修理についての技術的指導等を行うことができるものとすること。

2 指定都市等への権限の委任等及び市町村の役割の明確化

(+) 文化庁長官が行うこととされている重要な文化財の現状変更の許可等について、都道府県の教育委員会に加えて、指定都市及び中核市の教育委員会に委任することができるようにすること。

(+) 市町村の教育委員会について、文化財の保存及び活用に関する文部大臣又は文化庁長官に対する意見申しや地方文化財保護審議会の設置についての規定を整備すること。

3 重要文化財等の活用の促進

重要文化財の公開について、国の機関及び地方公共団体が文化庁長官の承認を受けた博物館等の施設において展覧会を主催する場合に加えて、当該博物館等の設置者が主催する場合にも、公開の許可を要しないものとすることなど、規制緩和を進めることにより、重要文化財等の公開の促進を図るものとする」と。

4 その他

(+) 登録有形文化財の現状の変更の届出等の規定に違反した者等に対する過料を定めるとともに、法に定める罰金、料金及び過料の額の引上げを行うことと等関係規定の整備を行うこと。
(+) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、文化財の適切な保護及び国民の文化財に接する機会の拡大に資するため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成八年五月三十一日

衆議院議長 土井たか子殿

文教委員長 柳沢 伯夫

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定について、日本国憲法第七十三条第三号

求めの件 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、国会の承認を求める。

日本國の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定について、日本国憲法第七十三条第三号

理由 ことを認識し、このような枠組みを設けることが、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動において日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保全のための努力として、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

第一条 1 この協定において、「後方支援」物品又は役務」とは、後方支援において提供される物品又は役務をいう。

2 この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間における相互協力及び安全保全のための努力に寄与するた

3 この協定は、相互主義の原則に基づく後方支援、物品又は役務の日本国とアメリカ合衆国との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

4 この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務の相互の提供は、国際連合憲章と両立する

5 この協定に基づくアメリカ合衆国軍隊による後方支援、物品又は役務の提供は、合衆国法典第十編第百三十八章により与えられた権限に基づいて行われる。

6 この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力を促進し、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の円滑なかつ効果的な運用に寄与する

三 埋蔵文化財について、発掘調査員の養成確保と資質向上に努めること。また、発掘調査等の円滑かつ適切な実施を図り、埋蔵文化財の保護に万全を期すこと。

日本國の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

平成八年四月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

日本國の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府及びアメリカ合衆国政府(以下「両当事国政府」という。)は、日本國の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府(以下「両當事国政府」という。)は、日本國の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に

1 いづれか一方の当事国政府が、日本國の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間で実施する共同訓練のために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範

第二条

官報(号外)

圏内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

2 この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

1 食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基盤支障、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務

それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務については、付表において定める。

3 2の規定については、弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。

第三条

1 いずれか一方の当事国政府が、日本國の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊による国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動の実施のために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に對して要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

2 前条の2及び3の規定は、この条の規定に基づく後方支援、物品又は役務の提供に適用する。

3 日本国の自衛隊が1の規定に基づいてアメリカ合衆国軍隊により後方支援、物品又は役務の提供を要請される場合には、日本國の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(千九百九十二年法律第七十九号)に従って行われるものと了解される。

第四条

1 この協定に基づく物品の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a 物品を受領した当事国政府(以下「受領当事国政府」という)は、当該物品を提供した当

事国政府(以下「提供当事国政府」という)にとて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、bの規定の適用を妨げるものではない。

b 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合は、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとて満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、cの規定の適用を妨げるものではない。

c 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合は、受領当事国政府は、提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

1 この協定のいかなる規定も、日本國とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆国軍隊の地位に関する協定に影響を及ぼすものではない。

2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定及び手続取扱の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第九条

1 この協定は、アメリカ合衆国政府が日本國政府から日本國がこの協定を承認した旨の書面による通告を受領した日の後百二十日目の日に効力ある。

アメリカ合衆国政府のために
ウォルター・モンデール

付表

区分

付表	区分
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信	通信設備の利用、通信機器及びこれらに類するもの

府の部隊以外の者に移転してはならない。

第七条

この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要請、提供、受領及び決済の実施については、この協定に従属し、条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取扱にのみ従うものとする。手續取扱は、両当事国政府の権限のある当局の間で締結される。

第八条

1 この協定のいかなる規定も、日本國とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆国軍隊の地位に関する協定に影響を及ぼすものではない。

2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定及び手続取扱の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

一千九百九十六年四月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。

日本國政府のために
池田行彦

アメリカ合衆国政府のために
ウォルター・モンデール

力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する六箇月以上前に他方の当事国政府に對してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他の当事国政府に對して一年前に書面により通告することによつて、いつでもこの協定を終了させることができる。

(号外) 報官

衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地支援	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電並びにこれらに類するもの
保管	倉庫又は冷蔵貯藏室における一時的保管及びこれらに類するもの
施設の利用	建物、訓練施設及び駐機場の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの

日本国政府との間の協定の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国政府は、自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件に関する報告書

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料、油脂、潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、物品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務の区分に係るものであつて、付表において定めるものであること。

4 この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料、油脂、潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、物品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務、物品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務の区分に係るものであつて、付表において定めるものであること。

5 前項の規定については、弾薬の提供が含まれるものと解してはならないこと。

6 白衛隊が米軍より国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動の実施のために必要な物品又は役務の提供を要請される場合は、自衛隊による米軍に対する物品又は役務の提供は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に従つて行われるものと了解されること。

7 この協定に基づく物品の提供に係る決済については、受領当事国政府は、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還すること。ただし、それができない場合には、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還するものとし、さらに、それができない場合には、提供当事国政府の指定する通貨により償還すること。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の密接な協力関係を促進し、もって日米安全保障条約の円滑なかつ効果的な運用及び国際連合を中心とする国際平和のため、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成八年五月三十一日

衆議院議長 土井たか子殿
外務委員長 関谷 勝嗣

本協定は、日米共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な後方支援において提供される物品又は役務を自衛隊と米軍が相互主義の原則に基づいて提供する件組

3 いずれか一方の当事国政府が、自衛隊と米軍との間で実施する共同訓練のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

4 いずれか一方の当事国政府が、自衛隊又は米軍による国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動の実施のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

5 この協定に基づく役務の提供に係る決済については、提供当事国政府の指定する通貨により償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済すること。

6 この協定に基づいて提供される物品又は役務については、提供当事国政府の書面による

事前の同意を得ないで、一時的であれば永続的であれ、いかなる手段によつても受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないこと。

7 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済の実施については、この協定に従属し、条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取極にのみ従うものとすること。

8 この協定のいかなる規定も、日米地位協定に影響を及ぼすものではないこと。

9 なお、本協定は、アメリカ合衆国政府が日本政府から本協定を承認した旨の書面による通告を受領した日の後百二十日目の日に効力を生ずることになっている。

10 この協定のいかなる規定も、日米地位協定に影響を及ぼすものではないこと。

11 よりて政府は、本協定の締結について、日本政府から本協定を承認した旨の書面による通告を受領した日の後百二十日目の日に効力を生ずることになつてゐる。

自衛隊法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成八年四月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

自衛隊法の一部を改正する法律
自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第一百条の八の次に次の二条を加える。
(日米物品役務相互提供協定に基づくアメリカ合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第一百条の九 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(次項において「日米物品役務相互提供協定」という。)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国軍隊に対し、物品を提供することができる。
2 長官は、日米物品役務相互提供協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国軍隊に対し、物品を提供することができる。

3 前項の規定による役務の提供に関する必要な事項は、政令で定める。
附 則
この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

理由

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間ににおける後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に伴い、内閣総理大臣等が、同協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国軍隊に対し、物品及び役務を提供することができるようとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(次項において「日米物品役務相互提供協定」という。)の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国軍隊に対し、物品を提供することができる。

2 長官は、日米物品役務相互提供協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国軍隊に対し、物品を提供することができる。

3 前項の規定による役務の提供に関する必要な事項は、政令で定める。

衆議院議長 土井たか子殿

商標法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
平成八年四月二十一日

安全保険委員長 松岡滿壽男
衆議院議長 土井たか子殿

参議院議長 斎藤 十朗

商標法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
平成八年四月二十一日

衆議院議長 土井たか子殿

商標法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
平成八年四月二十一日

第一條 商標法(昭和二十四年法律第百一十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 登録料(第四十条~第四十三条)」を「第四章の二 登録料(第四十条~第四十三条)」に改める。

2 防衛府長官は、日米物品役務相互提供協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国軍隊に対し、物品を提供することができる。

3 第二条第一項中「若しくは記号」を「記号若しくは立体的形状」に改め、同条第四項を同条

国に軍隊に対し、役務を提供することができる」と。

3 この法律は、日米物品役務相互提供協定の効力発生の日から施行すること。

4 前項において、商品その他の物に標章を付することには、商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすることが含まれるものとする。

第五条第一項第二号中「形状」の下に「(包装の形状を含む。)」を加える。

第四条第一項第一号中「又は世界貿易機関の加盟国」を、「世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」に改め、同項第五号中「若しくは世界貿易機関の加盟国」を、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標登録を」の下に「取り消すべき旨の決定又は」を加え、同項に次の二号を加える。

十八 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するためには不可欠な立体的形状のみからなる商標

十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的をいう。以下同じ。)をもつて使用をするもの(前各号に掲げるものを除く。)

第四条第三項中「又は第十七号」を「第十七号又は第十九号」に改める。

第五条第一項中「商標登録を受けようとする

商標を表示した書面及び必要な説明書」を「必要な書面」に改め、同項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 商標登録を受けようとする商標

第五条第一項第三号中「次条第一項」を「第六条第二項」に改め、同条第二項を次のよう改める。

2 商標登録を受けようとする商標が立体的形狀(文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む)からなる商標(以下「立体商標」という。)について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

第五条第三項中「第一項に規定する書面の用紙」を「商標を表示した部分のうちその書面の用紙」を「商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄に「附すべき」を「付すべき」に、「その用紙を「その欄に」「その書面に記載した部分」を「表示した部分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字(以下「標準文字」という。)のみによって商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

第五条の次に次の二項を加える。

(出願の日の認定等)

第五条の一 特許庁長官は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合を除き、商標登録出願に係る願書を提出した日を商標登録出願

の日として認定しなければならない。

一 商標登録を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。

二 商標登録出願人の氏名若しくは名称の記載がない、又はその記載が商標登録出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。

三 願書に商標登録を受けようとする商標の記載がないとき。

四 指定商品又は指定役務の記載がないとき。

2 特許庁長官は、商標登録出願が前項各号の一に該当するときは、商標登録を受けようとする者に対し、相当の期間を指定して、商標登録出願について補充をすべきことを命じなければならない。

3 商標登録を受けようとする商標について、手続の補完に係る書面(以下「手続補充書」という。)を提出しなければならない。

4 特許庁長官は、第一項の規定により商標登録出願について補充をすべきことを命じた者が同項の規定により指定された期間内にその補充をしたときは、手続補充書を提出した日を商標登録出願の日として認定しなければならない。

5 特許庁長官は、第二項の規定により商標登録出願について補充をすべきことを命じた者が同項の規定により指定された期間内にその補充をしないときは、当該商標登録出願を却下することができる。

第六条第一項中「政令で定める商品及び役務の区分内において」を削り、同条第二項に

条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従つてしなければならない。

第七条(団体商標)

三十四条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く)又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

2 前項の場合における第二条第一項の規定の適用については、同項中「自己」とあるのは、「自己又はその構成員」とする。

3 第一項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が第一項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。

4 第九条の三の前の見出しを削り、同条中「願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面」を「商標登録を受けようとする商標」に改め、「出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に」を削り、同条を第九条の四とし、同条に見出しとして「(指定商品等又は商標登録を受けようとする商標の補正と要旨変更)」を付す。

5 第九条の二の次に次の二項を加える。

第九条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、商標登録出願について、これを主張することができる。

日本国民又は、パリ条約の同盟国の国民(パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む)第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む)	世界貿易機関の加盟国又は商標ラケシユ協定附属書C第一條に規定する加盟国の国民
---	--

拒絶すべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に	パリ条約の同盟国、世界貿易機関の締約国
--	---------------------

第八条第三項中「無効にされた」を「却下された」に改める。

第九条第一項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」を「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」に改める。

第九条の二の前に見出しとして「(パリ条約の例による優先権主張)」を付する。

第九条の四を削る。

第九条の三の前の見出しを削り、同条中「願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面」を「商標登録を受けようとする商標」に改め、「出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に」を削り、同条を第九条の四とし、同条に見出しとして「(指定商品等又は商標登録を受けようとする商標の補正と要旨変更)」を付す。

第九条の二の次に次の二項を加える。

第九条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、商標登録出願について、これを主張することができる。

日本国民又は、パリ条約の同盟国の国民(パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む)第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む)	世界貿易機関の加盟国又は商標ラケシユ協定附属書C第一條に規定する加盟国の国民
---	--

拒絶すべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に	パリ条約の同盟国、世界貿易機関の締約国
--	---------------------

改め、同項を同条第二項とする。

第十一條第一項中「連合商標」を「団体商標」に、「独立」を「通常」に改め、同条第一項中「独立」を「通常」に、「連合商標」を「団体商標」に改め、同条第五項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第十二条第三項中「第十条第三項」を「第十条第二項」に改める。

第十三条第一項中「及び第四十三条の二」を

並びに第四十三条の二第一項及び第三項に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「三月」との下に、「同法第四十三条の二第一項中「又

は世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、同項中若しくは世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」とあるのは、「前項」とを加え

る。

第十四条中「及び登録異議の申立」を削る。

第十五条第一号中「第七条第一項若しくは第三項」を削り、「第五十一条第二項」の下に「第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第六条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第四号を削り、同条の次に次の二条を加える。
(拒絶理由の通知)

第十五条の一 審査官は、拒絶すべき旨の査定をしようとするときは、商標登録出願人に対する拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えない。

第十五条の二 審査官は、商標登録出願に係る

商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であつて、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであるときは、商標登録出願人に對し、当該他人の商標が商標登録出願が第十五条第一号に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

第十六条の二 前項の通知が既にされている場合であつて、当該他人の商標が商標登録されたときは、前条の通知をする必要はない。

第十六条の見出しを「(商標登録の査定)」に改め、同条第一項中「出願公告をすべき旨の決定」を「商標登録をすべき旨の決定」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第十六条の二第一項中「願書に添付した」「を表示した書面」及び「出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に」を削り、同条第三項中「(出願公告をすべき旨の決定前に第一項の規定による起下の決定があつたときは、出願公告をすべき旨の決定又は拒絶をすべき旨の査定)」を削る。

第十六条の二第一項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報(以下「商標掲載公報」という。)の発行の日から一月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

第十九条第二項及び第三項を次のように改める。

4 特許庁長官は、前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報(以下「商標掲載公報」という。)の発行の日から一月間、

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

五 登録番号及び設定の登録の年月日

三 願書に記載した商標(第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。第二十七条第一項において同じ。)

二 商標登録出願の番号及び年月日

一 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所

十一條の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」を加え、同条第三項中「商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録番号並びに設定の登録の年月日」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次

の各号を加える。

二 商標登録出願の番号及び年月日

三 商標権者は、前項に規定する期間内に更新登録の申請をすることができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

四 指定商品又は指定役務

五 登録番号及び設定の登録の年月日

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

三 願書に記載した商標(第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。第二十七条第一項において同じ。)

二 商標登録出願の番号及び年月日

一 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所

三 商標権者は、前項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内に、その申請をしないときは、その商標権は、存続期間の満了の時にさかのばつて消滅したものとみなす。

四 商標権者が前項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内に、その申請をしないときは、その商標権は、存続期間の満了の時にさかのばつて消滅したものとみなす。

五 登録番号及び設定の登録の年月日

三 願書に記載した商標(第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。第二十七条第一項において同じ。)

二 商標登録出願の番号及び年月日

一 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所

三 商標権者は、前項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内に、その申請をしないときは、その商標権は、存続期間の満了の時にさかのばつて消滅したものとみなす。

四 商標権者が前項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内に、その申請をしないときは、その商標権は、存続期間の満了の時にさかのばつて消滅したものとみなす。

五 登録番号及び設定の登録の年月日

三 願書に記載した商標(第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。第二十七条第一項において同じ。)

二 商標登録出願の番号及び年月日

一 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所

三 商標権者は、前項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内に、その申請をしないときは、その商標権は、存続期間の満了の時にさかのばつて消滅したものとみなす。

四 商標権者が前項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内に、その申請をしないときは、その商標権は、存続期間の満了の時にさかのばつて消滅したものとみなす。

五 登録番号及び設定の登録の年月日

三 願書に記載した商標(第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。第二十七条第一項において同じ。)

代表者の氏名」を削り、同項に次の二号を加える。

二 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

三 第二十条第二項中「出願」を「申請」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

二 商標権者は、前項に規定する期間内に更新登録の申請をすることができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

三 第二十条第二項中「出願」を「申請」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

二 商標権者は、前項に規定する期間内に更新登録の申請をすることができないときは、その期間が経過後六月以内にその申請をすることができる。

三 第二十条第二項中「出願」を「申請」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

(回復した商標権の効力の制限)

第二十二条 前条第二項の規定により回復した商標権の効力は、第二十条第三項に規定する更新登録の申請をすることができる期間の経過後前条第一項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における次に掲げる行為には、及ばない。

- 一 当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の使用
- 二 第三十七条各号に掲げる行為
- 三 第二十三条第一項中「登録料」の下に「又は第四十一条の二第一項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 第二十条第三項又は第二十二条第一項の規定により更新登録の申請をする場合は、前項の規定にかかるらず、第四十条第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料及び第四十三条第一項の規定による登録料及び第四十三条第二項の規定による割増登録料又は第四十二条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料及び第四十三条第二項の規定による登録料の納付があつたときに、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

3 前二項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。

- 一 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 登録番号及び更新登録の年月日
- 三 前二号に掲げるもののほか、必要な事項

第二十四条第一項ただし書きを削り、同条中第一項から第四項までを削り、第五項を第二項と

し、第六項を第三項とし、同条を第二十四条の一とする。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(商標権の分割)

第二十四条 商標権の分割は、その指定商品又は指定役務が二以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとにすることができる。

2 前項の分割は、商標権の消滅後においても、第四十六条第二項の審判の請求があつたときは、その事件が審判、再審又は訴訟に係属している場合に限り、することができる。

第二十五条の前に次の二条を加える。

(団体商標に係る商標権の移転)

第二十四条の三 団体商標に係る商標権が移転されたときは、次項に規定する場合を除き、その商標権は、通常の商標権に変更されたものとみなす。

2 団体商標に係る商標権を団体商標に係る商標として移転しようとするときは、その旨を記載した書面及び第七条第三項に規定する書面を移転の登録の申請と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

(商標権の移転に係る混同防止表示請求)
第二十四条の四 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なる他の商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者が専用使用権者又は通常使用者の指定商品又は指定役務についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商

権者又は専用使用者の業務上の利益(当該他の登録商標の使用をしていける指定商品又は指定役務に係るものに限る)が害されるおそれのあるときは、当該他の登録商標に係る商標権者又は専用使用者は、当該の登録商標に係る商標権者、専用使用者又は通常使用者に對し、当該使用について、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適當な表示を付すべきことを請求することができる。

第二十六条第一項中「掲げる商標」の下に「(他の商標の一部となつてゐるものと含む。)」を加え、同項第二号中「形状」の下に「(包装の形状を含む。次号において同じ。)」を加え、同条第一項に次の二号を加える。

五 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するため不可欠な立体的形状のみからなる商標第一項第一項第三号の規定の適用については、同号中「又は商標権若しくは専用使用者についての第三十一項第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用者若しくは専用使用者」であるのは、「若しくは商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項の効力を有する通常使用者権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

第六項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用者権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

第二十九条の見出し中「意匠権等」を「特許権等」に改め、同条中「意匠登録出願に係る他人の」を「出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは」に改める。

第三十一条の次に次の二条を加える。

(団体構成員の権利)

第三十二条第一項中「第九条の三」を「第九条の四」、「第五十五条の二第一項」を「第五十五条の二第二項」に改める。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(特許権等の存続期間満了後の商標の使用をする権利)

第三十三条の二 商標登録出願の日前又はこれ

と同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その原特許権者は、原特許権の範囲内に

利を有する。ただし、その商標権について専用使用者権が設定されたときは、専用使用者者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 前項本文の権利は、移転することができない。

3 団体構成員は、第二十四条の四、第二十九条、第五十条、第五十二条の二、第五十三条及び第七十二条の規定の適用については、通常使用者権者とみなす。

4 団体商標に係る登録商標についての第三十二

三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又は商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項第四項において準用する特

許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用者若しくは専用使用者」であるのは、「若しくは商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項の効力を有する通常使用者権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

5 团体構成員は、第二十四条の四、第二十九条

三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又は商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項第四項において準用する特

許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用者若しくは専用使用者」であるのは、「若しくは商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項の効力を有する通常使用者権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

6 团体構成員は、第二十四条の四、第二十九条

三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又は商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項第四項において準用する特

許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用者若しくは専用使用者」であるのは、「若しくは商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項の効力を有する通常使用者権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

7 团体構成員は、第二十四条の四、第二十九条

三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又は商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項第四項において準用する特

許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用者若しくは専用使用者」であるのは、「若しくは商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項の効力を有する通常使用者権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

8 团体構成員は、第二十四条の四、第二十九条

三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又は商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項第四項において準用する特

許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用者若しくは専用使用者」であるのは、「若しくは商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項の効力を有する通常使用者権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

9 团体構成員は、第二十四条の四、第二十九条

三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又は商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項第四項において準用する特

許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用者若しくは専用使用者」であるのは、「若しくは商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項の効力を有する通常使用者権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

10 团体構成員は、第二十四条の四、第二十九条

三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又は商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項第四項において準用する特

許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用者若しくは専用使用者」であるのは、「若しくは商標権若しくは専用使用者権についての第三十一項の効力を有する通常使用者権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員」とする。

おいて、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。ただし、その使用が不正競争の目的でされない場合に限る。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 前一項の規定は、商標登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る実用新案権又は意匠権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十三条の三 商標登録出願の日前又はこれと同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。ただし、その使用が不正競争の目的でされない場合に限る。

2 第三十二条第一項及び第三十三条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

3 前一項の規定は、商標登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る実用新案権又は意匠権がその商標登録出願に係る商標権と抵触す

る場合において、その実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十五条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第九十八条第一項第一号中「移転(相続その他的一般承継によるものを除く。)」あるのは、「分割、移転(相続その他的一般承継によるものを除く。)」と読み替えるものとする。

第四十条第一項中「六万六千円」の下に「に区分指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下この条、第四十一条の一、第六十五条の七及び別表において同じ。」の数を乗じて得た額」を加え、同条第二項中「を更新した旨の登録を受ける者」を「の更新登録の申請をする者」に、「十二万円」を「十五万千円に区分の数を乗じて得た額」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第一項の規定にかかる登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、十万円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、十万円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 商標権者は、第一項又は前項の規定によりべき登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

4 前項の規定により登録料を追納することができるときは、第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料(商標権の存続期間の満了前五年までに第四十三条の二第一項の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。)により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を納付しないときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日にさかのぼつて消滅したものとみなす。

5 第四十一条第二項及び第四項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

第四十二条第二項中「返還は、」の下に「同項第一号の登録料については、「一年」の下に「、同項第一号の登録料については第四十三条の二第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月」を加える。

第四十三条第一項を次のように改める。

(割増登録料)

6 前条第一項の規定は、第一項の規定によりべき登録料をすべての査定又は審決の謄本の

送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない登録料を納付する場合に準用する。

(利害関係人による登録料の納付)

第四十二条の三 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料(更新登録の申請と同時に納付すべき登録料を除く。)を納付する

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

3 利害関係人は、同項第一項中「過誤納」を「既納」に改め、同条第一項中「過誤納の登録料は」を「既納の登録料は、次に掲げるものに限り」に改め、同項に次の各号を加える。

一 過誤納の登録料

1 第四十一条の二第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までの間に納付すべき登録料(商標権の存続期間の満了前五年までに第四十三条の二第一項の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。)

2 第四十二条第二項中「返還は、」の下に「同項第一号の登録料については、「一年」の下に「、同項第一号の登録料については第四十三条の二第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月」を加える。

3 第四十三条第一項を次のように改める。

第四十四条第一項の規定による登録料は、更新登録の申請と同時に納付しなければならない。

第四十五条の次に次の二条を加える。

(登録料の分割納付)

3 前条第一項の規定による登録料は、更新登録の申請と同時に納付しなければならない。

4 前項の規定により登録料を追納することができるときは、第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料(商標権の存続期間の満了前五年までに第四十三条の二第一項の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。)

5 第四十一条第二項及び第四項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

は、第四十条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

2 第四十一条の二第二項の場合においては、前項に規定する者は、同条第一項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 第四十一条の二第三項の場合においては、商標権者は、同条第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

4 前三項の割増登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めることにより、現金をもつて納めることができるものと定めなければならない。

第五章の次に次の二章を加える。

官報 (号外)

官報 (号外)

第四十三条の二 何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号の一に該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第

五十二条第一項(第五十二条の二第一項に

おいて準用する場合を含む)、第五十三条

第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してさ

れたこと。

二 その商標登録が条約に違反してされたこ

と。

(決定)

第四十三条の三 登録異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一に該当すると認めるとき(以下「取消決定」という。)をしなければならない。

3 取消決定が確定したときは、その商標権者は、初めから存在しなかつたものとみなす。

4 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一に該当すると認めないと

は、その商標登録を取り消すべき旨の決定をしない。

5 前項の決定に対しても不服を申し立てる

(審理の方式等)

第四十三条の六 登録異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長

は、商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によることとすることができる。

第四十三条の四 登録異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した登録異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 登録異議の申立てに係る商標登録の表示

三 登録異議の申立ての理由及び必要な証拠

の表示

2 前項の規定により提出した登録異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、第四十三条の二に規定する期間の経過後二十日を経過するまでに前項第三号に掲げる事項についてする補正については、この限りでない。

3 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

4 審判長は、登録異議申立者の副本を商標権者に送付しなければならない。

5 第四十六条第三項の規定は、登録異議の申立てがあつた場合に準用する。

(審判官の指定等)

第四十三条の五 第五十六条第一項において準用する特許法第三十六条第二項及び第三百三十七条から第三百四十四条までの規定は、第四

十一条の三第一項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

(証拠調べ及び証拠保全)

第四十三条の八 第五十六条第一項において準用する特許法第三百五十条及び第三百五十二条の規定は、登録異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。この場合において、同条中「読み替える」とあるのは、「同法第三百三十六条中「裁判所ガ証拠調ニ依リテ心証ヲ得ルコト能ハザルトキハ」とあるのは「審判長ハ」と読み替える」と読み替えるものとする。

(職権による審理)

第四十三条の九 登録異議の申立てについての審理においては、商標権者、登録異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができます。

2 登録異議の申立てがされていない指定商品又は指定役務について、審理することができます。

3 共有に係る商標権の商標権者の一人について、登録異議の申立てについての審理及び決

定の手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

(参加)

第四十三条の七 商標権についての権利を有する者その他の商標権に関し利害関係を有する者は、登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2 第五十六条第四項及び第五項並びに第三百四十八条第四項の規定は、前項の規定による参加人に准用する。

3 第四十三条の八 第五十六条第一項において準用する特許法第三百五十条及び第三百五十二条の規定は、登録異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。この場合において、同条中「読み替える」とあるのは、「同法第三百三十六条中「裁判所ガ証拠調ニ依リテ心証ヲ得ルコト能ハザルトキハ」とあるのは「審判長ハ」と読み替える」と読み替えるものとする。

(職権による審理)

第四十三条の九 登録異議の申立てについての審理においては、商標権者、登録異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができます。

2 登録異議の申立てがされていない指定商品又は指定役務について、審理することができます。

3 共有に係る商標権の商標権者の一人について、登録異議の申立てについての審理及び決

(申立ての併合又は分離)

第四十三条の十一 同一の商標権に係る二以上の登録異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

(申立ての取下げ)

第四十三条の十一 登録異議の申立てでは、次条の規定による通知があつた後は、取り下げる」とができない。

2 第五十六条第二項において準用する特許法第一百五十五条第二項の規定は、登録異議の申立ての取下げに準用する。

(取消理由の通知)

第四十三条の十一 審判長は、取消決定をしようとするときは、商標権者及び参加人に対し、商標登録の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

(決定の方式)

第四十三条の十三 登録異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、決定をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならない。

一 登録異議申立事件の番号
二 商標権者、登録異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 決定に係る商標登録の表示

四 決定の結論及び理由

五 決定の年月日

2 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

(審判の規定の準用)

第四十三条の十四 第五十六条第一項において準用する特許法第一百三十二条、第一百三十三条の二、第一百三十四条第四項、第一百三十五条、

第一百五十二条、第一百六十八条、第一百六十九条第三項から第六項まで及び第一百七十条の規定は、登録異議の申立てについての審理及び決

定に準用する。

2 第四十二条の三第五項の規定は、前項において準用する特許法第一百三十五条の規定によることとする。

第四十六条第一項第一号中「、第七条第一項若しくは第二項」を削り、「第五十一条第一項」の下に「(第五十二条の二)第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項に次の一号を加える。

第四十七条第一項第一号中「、第七条第一項若しくは第三項」を第十四号までに改め、「除く。」の下に「商標登録が第四条第一項第十五号の規定に違反してされたとき(不正の目的で商標登録を受けた場合を除く。)」を加え、「前条第一項第三号」を「第四十六条第一項第三号」に改める。

第四十八条及び第四十九条を次のように改め

第四十八条及び第四十九条 削除

第五十条第一項中「登録商標」の下に「書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び觀念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。」を、「ときは」の下に「何人も」を加え、同条第一項中「(その登録商標と相互に連合商標となつてゐる他の登録商標があるときは、

存在しなかつたもののみなす。ただし、商標登録が前条第一項第四号又は第五号に該当する場合に於ける登録商標又は当該他の登録商標)」を削り、当該登録商標又は当該他の登録商標)」を削り、

る場合において、その商標登録を無効にする旨の審決が確定したときは、商標権は、そ

き旨の審決が確定したときは、商標権は、その商標登録が同項第四号又は第五号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

同条に次の二項を加える。

3 第一項の審判の請求前二月からその審判の請求の登録の日までの間に、日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をした場合であつて、その登録商標の使用がその審判の請求がされることを知つた後であることを請求人が証明したときは、その登録商標の使用は第一項に規定する登録商標の使用に該当しないものとする。ただし、その登録商標の使用をしたことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

第五十二条の次に次の二項を加える。

第五十二条の二 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なるたる商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であつて他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものとしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2 第五十一条第一項及び前条の規定は、前項の審判に準用する。

第五十三条第三項中「前条」を「第五十二条」に

改める。

第五十三条の二中「若しくは世界貿易機関の加盟国において商標に関する権利」を、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国において商標に関する権利(商標権に相当する権利に限る。)に改める。

第五十四条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第五十条第一項の審判により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日に消滅したものとみなす。

第五十五条中、「第四十八条第一項」を削り、「第五十一条第一項」の下に、「第五十二条の二第一項」を加える。

第五十五条の二第一項を削り、同条第二項中「第十六条の十一及び特許法第五十条」を「第十五条の二及び第十五条の三」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 第十六条の二及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条第一項の審判に準用する。

この場合において、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは、「第六十三条第一項の訴え提起したとき」と読み替えるものとする。

第五十五条の二第三項から第六項までを削る。

第五十六条第一項中「第一百二十五条」を削り、「第一百三十二条、第一百三十三条」を「第一百三十二条から第一百三十三条の二まで」に改め、「第四十八条第一項」を削り、「第五十二条の二第一項」の下に「第五十二条の二第一項」を加える。

え、同条第一項中「取下」を「取下げ」に改め、「又は第四十八条第一項」を削る。

第五十七条第一項中「確定審決」を「確定した」と「取り消し、若しくは無効にした」に改め、「又は無効にした存続期間の更新登録」を削り、同条第一号及び第二号中「審決」を「取消決定又は審決」に改める。

第六十条中「無効にし、若しくは取り消した」及び「若しくは無効にした」に改め、「若しくは無効にした存続期間の更新登録」を削り、「若しくは商標権の存続期間の更新登録の出願」及び「若しくは商標権の存続期間を更新した旨の登録」を削り、「当該審決」を「当該取消決定又は審決」に改める。

第六十一条中「第四十八条第一項」を削り、「第五十二条第一項」の下に「第五十二条の二第一項」を加える。

第六十三条第一項中「審決」を「取消決定又は審決」に改め、「第六十五条の二第一項」を「第五十五条の二第一項」に、「審判又は」を「登録異議申立書又は審判若しくは」に改め、同条第二項中「第四十八条第一項」を削り、「第五十二条の二第一項」を加える。

第六十五条第一項中「出願」を「出願する者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

（防護標章登録に基づく権利の存続期間）

第六十五条の一 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録の出願により更新することができるものとする。ただし、その登録防護標章が第六十四条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたときは、この限りでない。

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、新登録があるときは、存続期間は、その満了の時(前項の規定による出願があつたときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない)。

4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時(前項の規定による出願があつたときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない)。

第六十五条の四 査定官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その出願に係る登録防護標章が第六十四条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたとき。

二 その出願をした者が当該防護標章登録に基づく権利を有する者でないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、その責めに帰することができない理由により前項の規定により更新登録の出願をすることがができる期間内に限り、その出願をすることができる。

（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録）

第六十五条の五 第十四条及び第十五条の二並びに特許法第四十八条(審査官の除斥)及び第五十二条(査定の方針)の規定は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の査定をしなければならない。

第六十五条の六 次条第一項の規定による登録料の納付があつたときは、防護標章登録に基

づく権利の存続期間を更新した旨の登録をする。

2 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。

一 防護標章登録に基づく権利を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 登録番号及び更新登録の年月日

三 前二号に掲げるもののほか、必要な事項

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、六万六千円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、十三万円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 第四十条第三項及び第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

(登録料の納付期限)

第六十五条の八 前条第一項の規定による登録料は、防護標章登録をすべき旨の査定又は審決の膳本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第二項の規定による登録料は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の膳本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請

求により、三十日以内を限り、前二項に規定する期間を延長することができる。

(利害関係人による登録料の納付)

第六十五条の九 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、第六十五条の七第一項又は

第一項の規定による登録料を納付することができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができます。

(過誤納の登録料の返還)

第六十五条の十 過誤納に係る第六十五条の七第一項又は第二項の規定による登録料は、納付した者の請求により返還する。

2 前項の規定による登録料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

3 第四十条第三項及び第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

(登録料の納付期限)

第六十五条の八 前条第一項の規定による登録料は、防護標章登録をすべき旨の査定又は審決の膳本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第二項の規定による登録料は、防護標章登録をすべき旨の査定又は審決の膳本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請

求により、三十日以内を限り、前二項に規定する期間を延長することができる。

(指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分)

四 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

五 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

六 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

七 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

八 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

九 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

十 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

十一 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

十二 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

十三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

十四 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

十五 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

十六 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

十七 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

十八 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

十九 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

二十 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

二十一 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

二十二 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

二十三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

二十四 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

二十五 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

二十六 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

二十七 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

二十八 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

二十九 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

三十 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

三十一 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

三十二 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

三条の三、第五十四条第一項に改め、「係る」の下に「登録異議の申立て及び」を、「この場合において」の下に「第四十三条の二第一号及び」を加え、「第七条第一項若しくは第三項」を削り、「第五十二条第一項」の下に「(第五十二条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十八条第五項中「とあるのは」、「とあるのは」に改め、「第七号まで」との下に「第六十条中「商標登録に係る商標権」とあるのは

「防護標章登録に係る防護標章登録に基づく権利」とあるのは「防護標章登録若しくは防護標章登録に基づく権利」とあるのは「防護標章登録出願」とあるのは「防護標章登録に基づく権利」と、「商標登録出願」とあるのは「防護標章登録出願若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願」と、「商標権の設定の登録」とあるのは「防護標章登録に基づく権利の設定の登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録」と、「又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録出願若しくは防護標章登録に基づく権利」とあるのは「に

ついて当該登録防護標章と同一の商標」とを加える。

第六十八条の二「ただし書を削る。」

第六十九条第一項中「ついての」の下に「第一十条第四項、」を、「第九十八条第一項第一号」の下に「第四十三条の三第三項」を加え、「第四十八条第二項において準用する場合を含む。」を、「第四十六条の二」に改め、「第五十六条第一項において準用する同法第百一十五條」を削り、「第七十五条第二項第五号」を「第七十五条第二項第一号」に改め、同条第二項を削る。

第七十条第一項中「第十九条第二項ただし書

の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の膳本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。

第六十八条第一項中「第五条第一項及び第三項、第六条第一項」を「第五条、第五条の二、第六条第一項及び第一項」に改め、同項後段を次のように改める。

第六十八条第四項中「第四十四条から第四十六条まで」を「第四十三条の二から第四十六条まで」に、「から第五十四条まで」を、「第五十

第一号若しくは第三項、」を削り、「第三十一条第二項」の下に「第三十二条の二第一項」を、「第五十条」の下に「第五十二条の二第一項」を分割」を加え、「同項第一号中「基づく」を「基づく」に改める。

加える。

第七十一条第一項第一号中「更新」の下に「分割」を加え、「同項第一号中「基づく」を「基づく」に改める。

第七十五条第一項第一号から第四号までを削り、「同項第五号中「よるもの」の下に「及び第四十二条の二第四項の規定によるもの」を加え、「同号を同項第一号」とし、「同号の次に次の二号を加える。

二 登録異議の申立て若しくは審判若しくは

再審の請求又はこれらを取下げ

三 登録異議の申立てについての確定した決

定、審判の確定審決又は再審の確定した決

定若しくは確定審決

第七十五条第一項第六号を削り、「同項第七号」を同項第四号とする。

第七十六条第一項第二号を次のように改める。

二 第十七条の二第一項(第六十八条第二項

において準用する場合を含む)において準用する意匠法第十七条の四、第四十一条第

二項第四十二条の二第六項において準用する場合を含む)、第四十三条の四第三項

(第六十八条第四項において準用する場合

を含む)、第六十五条の八第三項若しくは

次条第一項において準用する特許法第四条

若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法

第五条第二項の規定による期日の変更を請

求する者

第七十六条第四項に次のただし書きを加える。

ただし、通商産業省令で定める場合には、

その人に對してに改め、同条に次の各号を加える。

もつて納めることができる。

第七十七条第一項中「あるのは「商標法」を「あ

との下に「同法第五十条第二項」との下に「同法第十七條第三項中「一 手

続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定め

る方式に違反しているとき」とあるのは「一の

手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定め

る方式に違反しているとき」とあるのは「一の

手続について商標法第四十条第二項の規定

による登録料又は同法第四十一条の二第一項の

規定により更新登録の申請と同時に納付すべき

登録料(商標法第四十三条第一項又は第二項の

規定により納付すべき割増登録料を含む)を納

め方による登録料又は同法第十八条の二第一項の

規定により更新登録の申請と同時に納付すべき

登録料(商標法第四十三条第一項又は第二項の

規定により更新登録の申請と同時に納付すべき

第八十二条中「第七十八条から第八十条まで」

を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対

し、「を」に對して当該各号で定める罰金刑を、

その人に對してに改め、同条に次の各号を加

える。

一 第七十八条 一億五千万円以下の罰金刑

二 第七十九条又は第八十条 各本条の罰金

刑

二 営業登録の申請は、受付開始日から起算し

て六月に達する日以後最初に到来する商標権

の存続期間の満了の日(以下「存続期間満了

日」という。)から起算して前六月から存続期

間満了日後一年までの間にしなければならな

い。

三 営業登録の申請をするべき者がその責めに帰

することができない理由により前項に規定す

る期間内にその申請をすることができないと

きは、同項の規定にかかわらず、その理由の

なくなつた日から十四日(在外者にあつて

は、二月)以内でその期間の経過後六月以内

にその申請をすることができる。

第四条 営業登録の申請は、その申請に係る商

標の指定商品の範囲を実質的に超えないよ

うに、附則第二条第一項に規定する商品及び

役務の区分に従つてしなければならない。

2 営業登録の申請をする者は、第二十五条に

おいて準用する特許法第九十七条第一項(放

棄)に規定する者があるときは、これらの者

の承諾を得なければならない。

(審査官による審査)

第五条 特許庁長官は、審査官に営業登録の申

請を審査させなければならない。

付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録の登録番号

三 営業登録を受けようとする指定商品及び

に前条第一項に規定する商品及び役務の区

分

二 営業登録の申請は、受付開始日から起算し

て六月に達する日以後最初に到来する商標権

の存続期間の満了の日(以下「存続期間満了

日」という。)から起算して前六月から存続期

間満了日後一年までの間にしなければならな

い。

三 営業登録の申請をするべき者がその責めに帰

することができない理由により前項に規定す

る期間内にその申請をすることができないと

きは、同項の規定にかかわらず、その理由の

なくなつた日から十四日(在外者にあつて

は、二月)以内でその期間の経過後六月以内

にその申請をすることができる。

第四条 営業登録の申請は、その申請に係る商

標の指定商品の範囲を実質的に超えないよ

うに、附則第二条第一項に規定する商品及び

役務の区分に従つてしなければならない。

2 営業登録の申請をする者は、第二十五条に

おいて準用する特許法第九十七条第一項(放

棄)に規定する者があるときは、これらの者

の承諾を得なければならない。

(審査官による審査)

第五条 特許庁長官は、審査官に営業登録の申

請を審査させなければならない。

(拒絶の査定)

第六条 審査官は、書換登録の申請が次の各号の一に該当するときは、その申請について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その申請が、附則第四条第一項に規定する要件を満たしていないとき。

二 その申請をした者が当該商標権者でないとき。

(拒絶理由の通知)

第七条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、書換登録の申請をした者に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えない。(書換登録の査定)

第八条 審査官は、書換登録の申請について拒絶の理由を発見しないときは、書換登録をすべき旨の査定をしなければならない。

(特許法の準用)

第九条 特許法第四十七条第一項(審査官の資格)、第四十八条審査官の除斥)、第五十二条(査定の方式)及び第五十四条(訴訟との關係)の規定は、書換登録の申請の審査に準用する。(指定商品の範囲)

第十条 書換登録後の指定商品の範囲は、申請書の記載に基づいて定めなければならない。(商標権の消滅)

第十一 条 書換登録の申請をすべき者が附則第三条第一項若しくは第三項に規定する期間内に書換登録の申請をしなかつた場合、書換登録の申請について拒絶をすべき旨の査定若し

くは審決が確定した場合、附則第十四条第一項の審判において書換登録を無効にする旨の査定が確定した場合又は附則第二十七条规定による要件を満たしていないとき。

二 その申請をした者が当該商標権者でないとき。

一 その申請が、附則第二十七条规定による要件を満たしていないとき。

二 その申請をした者が当該商標権者でないとき。

(書換登録)

第十二条 書換は、登録によりその效力を生ずる。

2 附則第八条の査定があつたときは、商標権の指定商品を書き換えた旨の登録をする。

3 前項の場合において、申請書に記載されたかつた指定商品に係る商標権は、登録の時に消滅する。

4 第二項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所(特許法の準用)

二 商標登録の登録番号

三 書換登録前の指定商品及び商品の区分

四 書換登録後の指定商品並びに商品及び役務の区分

五 商標登録出願の年月日

六 書換登録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項(商標に関する規定の準用)

八 書換登録の年月日

九 書換登録の無効の審査(書換登録の申請について拒絶をすべき旨の査定を受けた場合に準用する。)

ときは、その書換登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、書換登録に係る指定商品が「以上」のものについては、指定商品ことに請求することができる。

一 その書換登録が申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えてされたとき。

二 その書換登録が当該商標権者でない者の申請に対するされたとき。

2 前項の査定は、書換登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

3 第四十六条第二項及び第三項の規定は、書換登録の無効にすべき旨の査定が確定したときは、書換登録はされなかつたものとみなす。

(拒絶査定に対する審判における特別)

第十六条 附則第七条の規定は、附則第十三条において準用する第四十四条第一項の査定において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

(特許法の準用)

第十七条 特許法第二百二十二条第一項及び第二項、第二百三十二条から第二百三十三条の二まで、第二百三十四条第一項、第三項及び第四項、第二百三十五条から第二百五十四条まで、第二百五十五条第一項及び第二項、第二百五十六条から第二百五十八条まで、第二百六十条第一項及び第二項、第二百六十二条から第二百六十九条まで、第二百七十一条並びに第二百六十七条から第二百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、書換登録につ

いての査定に準用する。この場合において、同法第二百二十二条第一項、第二百四十五条第一項、第二百六十七条及び第二百六十九条第一項中「第二百二十三条第一項又は第二百二十五条第一項」とあるのは、「商標法附則第二百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

2 特許法第二百五十五条第二項(審判の請求の取下げ)の規定は、附則第十四条第一項の審判に準用する。

3 第二項とあるのは、「商標法附則第二百二十二条第一項又は第二百二十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 特許法第二百五十五条第二項(審判の請求の取下げ)の規定は、附則第十四条第一項の審判に準用する。

(再審の規定の準用)

第十八条 第五百七条から第六十条までの規定は、書換登録についての確定審決があつた場合に準用する。

(審判の規定の準用)

第十九条 附則第十六条の規定は、附則第十三条において準用する第四十四条第一項の査定の確定査決に対する再審に準用する。

(特許法の準用)

第二十条 特許法第二百七十三条(再審の請求期間)並びに第二百七十四条第三項及び第五項(審判の規定等の準用)の規定は、書換登録についての再審に準用する。この場合において、同法第三項中「第二百二十三条第一項又は第二百二十五条第一項」とあるのは、「商標法附則第二百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第二十一条 意匠法第五十八条第一項(審判の規定の準用)の規定は、附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審決等に対する訴え)

第二十二条 書換登録についての審決に対する訴え、書換登録についての審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 特許法第一百七十八条第二項から第六項まで

(出訴期間等)及び第一百七十九条から第一百八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第一百七十九条中「第一百二十三条第一項若しくは第一百二十五条の二第一項」とあるのは、「商標法附則第十四条第一項」と読み替えるものとする。

(防護標章)

第二十三条 附則第一条から前条まで及び次条から附則第三十条までの規定は、防護標章に準用する。

(手続の補正)

第二十四条 書換登録の申請その他書換登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

(指定商品が二以上の商標権についての特別)

第二十五条 指定商品が二以上の商標権についての附則第十二条第二項、附則第十四条第三

項において準用する第四十六条第二項、附則第十五条 附則第十七条第一項において準用する特許法第一百三十二条第一項又は次条第一項の規定の適用については、指定商品ごとに訴え、書換登録がされたものとみなす。

第二十六条 書き換えられた後の指定商品並びにその商品及び役務の区分は、特許庁に備える商標原簿へ登録する。

第二十七条 特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規定は、書換登録に関する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第四条中「第一百二十二条第一項」とあるのは、「商標法附則第十四条第一項」と読み替えるものとする。

第二十八条 特許法第六条から第十六条まで、第十七条规定の規定は、書換登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条及び第十四条中「第一百二十二条第一項」とあるのは、「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同条の罰金刑を科する。

第三十条 附則第十七条第一項において、附則換登録に準用する。

第三十一条 附則第十七条第一項において、附則(過料)

換登録に係る審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(兩罰規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法

人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又

は人に對し、同条の罰金刑を科する。

第三十一条 附則第十七条第一項において、附則

第二十条において準用する特許法第一百七十四条第三項において、又は附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項において準用する特許法第一百三十二条第一項又は同法第二百六十七条第一項又は同法第三百三十六条规定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

別表を次のように改める。

別表(第七十六条関係)

納付しなければならない者	金	額
一 商標登録出願をする者	一件につき六千円に一の区分につき一万五千円を加えた額	
二 防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者	一件につき一万二千円に一の区分につき三万円を加えた額	
三 商標権の分割を申請する者	一件につき三万円	
四 第二十八条第一項(第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により判定を求める者	一件につき四万円	
五 登録異議の申立てをする者	一件につき三千円に一の区分につき八千円を加えた額	
六 登録異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき一万五千円	
七 審判又は再審を請求する者	一件につき一万五千円に一の区分につき四万円を加えた額	
八 審判又は再審への参加を申請する者	一件につき五万五千円	

(特許法の一部改正)

第二条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一年)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第三項の登録を申請する場合その他」を削り、「基く」を「基づく」に、「訴」を「訴え」に改め、同条第二項中「特に授けられた権限のほか」を削り、「基く」を「基づく」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

第八条第三項を削る。

第九条中「審判の請求」の下に「特許権の放棄」を加える。

第十条中「であつて第八条第三項に規定する者でないもの」を削る。

第十三条第四項中「無効にする」を「却下する」に改める。

第十七条第三項中「又は審判長」を削る。

同条第一項及び第二項中「無効にする」を「却下する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第十八条の二 特許庁長官は、不適法な手続で「却下する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第十九条第一項第一号中「並びに法人には、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出する機会を与えなければならない。

第三十六条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同項中第一号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第三十九条第五項中「無効にされた」を「却下された」に改める。

第四十一条第一項第三号及び第四十二条第一項中「無効にされている」を「却下されている」に改める。

第四十八条の四第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同条第一号を削る。

り、同条第二号を同条第二号とする。

第六十五条第四項中「無効にされた」を「却下された」に改める。

第六十七条の二 第一项第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第七十二条中「意匠登録出願」を「出願」に改め、「意匠権」の下に「若しくは商標権」を加える。

第一百七条第三項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百七条第三項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百一十二条第三項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百五十五条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同条第二項中「に付いて第一百三十二条に規定する期間の経過後にする補正」を「の補正」に改め、同項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百五十五条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同条第二項中「に付いて第一百三十二条に規定する期間の経過後にする補正」を「の補正」に改め、同項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百五十五条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同条第二項中「に付いて第一百三十二条に規定する期間の経過後にする補正」を「の補正」に改め、同項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百五十五条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同条第二項中「に付いて第一百三十二条に規定する期間の経過後にする補正」を「の補正」に改め、同項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百五十五条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第一百三十三条第一項後段を削り、同条第三項中「附されなければ」を「付さなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「請求人が

前項の」を「前二項の規定により、審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらに」「請求書を却下しなければならない」を「手続を却下することができる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第一百九十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

第一百三十三条の次に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百三十三条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同条第二項中「に付いて第一百三十二条に規定する期間の経過後にする補正」を「の補正」に改め、同項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百三十三条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同条第二項中「に付いて第一百三十二条に規定する期間の経過後にする補正」を「の補正」に改め、同項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百三十三条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同条第二項中「に付いて第一百三十二条に規定する期間の経過後にする補正」を「の補正」に改め、同項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百三十三条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同条第二項中「に付いて第一百三十二条に規定する期間の経過後にする補正」を「の補正」に改め、同項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百三十三条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同条第二項中「に付いて第一百三十二条に規定する期間の経過後にする補正」を「の補正」に改め、同項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百三十三条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同条第二項中「に付いて第一百三十二条に規定する期間の経過後にする補正」を「の補正」に改め、同項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百三十三条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第一百七十四条第一項から第四項までの規定中「第百三十三条」の下に「第百三十三条の二」を加える。

第一百八十四条の五第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第一百九十三条第一項第一号中「無効にする」を「却下する」に改める。

第一百九十五条第五項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百九十五条第五項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百九十五条第五項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百九十五条第五項に次の二条を加える。

(不適法な手続の却下)

第一百九十五条第五項に次の二条を加える。

(不適法な手續の却下)

第一百九十五条第五項に次の二条を加える。

(不適法な手續の却下)

第一百九十五条第五項に次の二条を加える。

(不適法な手續の却下)

第一百九十五条第五項に次の二条を加える。

(不適法な手續の却下)

第一百九十五条第五項に次の二条を加える。

(不適法な手續の却下)

第一百九十五条第五項に次の二条を加える。

(不適法な手續の却下)

第十四条第一項中「無効にされた」を「却下され
た」に改める。

第十七条中「意匠登録出願」を「出願」に改め、
「意匠権」の下に「若しくは商標権」を加える。

第三十一条第二項に次のたゞし書を加える。
ただし、通商産業省令で定める場合には、

通商産業省令で定めるところにより、現金を
もつて納める」とができる。

第三十二条第二項に次のたゞし書を加える。
ただし、通商産業省令で定める場合には、

通商産業省令で定めるところにより、現金を
もつて納める」とができる。

第三十三条第二項に次のたゞし書を加える。
ただし、通商産業省令で定める場合には、

通商産業省令で定めるところにより、現金を
もつて納める」とができる。

第三十四条第一項第二号中「無効にすべき」を
「却下すべき」に改める。

第三十五条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削る。

第三十六条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削り、同項中第二
号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とする。

第三十七条第一項中「無効にする」と
「却下すべき」に改める。

第三十八条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削る。

第三十九条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削り、同項中第二
号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とする。

第四十条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削り、同項中第二
号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とする。

第四十一条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削り、同項中第二
号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とする。

第四十二条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削り、同項中第二
号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とする。

第四十三条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削り、同項中第二
号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とする。

第四十四条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削り、同項中第二
号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とする。

第四十五条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削り、同項中第二
号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とする。

第四十六条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削り、同項中第二
号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とする。

第六十条第一項第一号中「並びに法人にあ
つては代表者の氏名」を削り、同項中第二
号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三
号とし、第五号を第四号とする。

第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」
を削り、同項中第一号を削り、第三号を第一号
とし、第四号を第二号とし、同条第四項中「第
一項第四号」と「第一項第三号」に、「添附」を添
付に改める。

第九条第三項中「無効にされた」を「却下され
た」に改める。

第九条の二中「から第三号まで」を「及び第二
号」に改める。

第十条の二第一項中「意匠登録出願人は」の下
に「意匠登録出願が審査、審判又は再審に係
属している場合に限り」を加え、同条第二項を
削り、同条第三項中「前項」を「前項に改め、
同項を同条第二項とする。

第十一條第一項中「意匠登録出願人は」の下に
「、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属
している場合に限り」を加え、同条第三項中「及
び第二項」を削る。

第十二条第一項及び第十三条第四項中「第十
一条の二第三項」を「第十条の二第二項」に改
める。

第十四条第一項及び第十五条第一項中「第十
一条の二第三項」を「第十条の二第二項」に改
める。

第十五条第一項第一号中「又は世界貿易機関
の加盟国」を「世界貿易機関の加盟国又は商標
法条約の締約国」に改める。

(不正競争防止法の一部改正)

第六条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七
号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「又は世界貿易機関
の加盟国」を「世界貿易機関の加盟国又は商標
法条約の締約国」に改める。

(施行期日)

第一条この法律は、平成九年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

第一項中「新商標法」という。第五条第二項に規定する立

条の下に「、第百三十三条の二」を加える。

第六十七条第四項に次のたゞし書を加える。
ただし、通商産業省令で定める場合には、

通商産業省令で定めるところにより、現金を
もつて納める」とができる。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法
律の一部改正)

第一項中商標法第四十条第四項及び第七十
六条第四項にたゞし書を加える改正規定、第
二条中特許法第一百七十三条第三項、第一百十一條第
三項及び第一百九十五条第五項にたゞし書を加
える改正規定、第三条中实用新案法第三十一
条第三項、第三十三条规定及び第五十四条第
三項にたゞし書を加える改正規定、第四条
中意匠法第四十二条第四項、第四十四条第三
条第三項、第三十三条规定及び第五十四条第
三項にたゞし書を加える改正規定、第五条中工业所有権に関する手續
等の特例に関する法律第四十条第四項にた
だし書を加える改正規定並びに附則第二十七条
の規定 平成八年十月一日

二 第一条中商標法第四十条第四項及び第七十
六条第四項にたゞし書を加える改正規定、第
二条中特許法第一百七十三条第三項、第一百十一條第
三項にたゞし書を加える改正規定、第三条中实用新案法第三十一
条第三項、第三十三条规定及び第五十四条第
三項にたゞし書を加える改正規定、第四条
中意匠法第四十二条第四項、第四十四条第三
条第三項、第三十三条规定及び第五十四条第
三項にたゞし書を加える改正規定、第五条中工业所有権に関する手續
等の特例に関する法律第四十条第四項にた
だし書を加える改正規定並びに附則第二十七条
の規定 平成八年十月一日

三 第一条中商標法附則に「二十九条を加える改
正規定(同法附則第二条第二項に係る部分を
除く。) 平成十年四月一日

(立体商標についての経過措置)

第一条 この法律の施行前から日本国内において
不正競争の目的でなく他人の登録商標(この法
律の施行後の商標登録出願に係るもの)を含む。)

不正競争の目的でなく他人の登録商標(この法
律の施行前の商標登録出願に係るもの)を含む。)

に係る指定商品若しくは役務についてその登録商
標又はこれに類似する商標の使用をしていた者
は、継続してその商品又は役務についてその商
標(第一条の規定による改正後の商標法(以下

「新商標法」という。第五条第二項に規定する立

官報(号外)

体商標に限る。以下この条において同じ。)の使用をする場合は、この法律の施行の際現にその商標の使用をしてその商品又は役務に係る業務を行っている範囲内において、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

3 第一項の規定により商標の使用をする権利を有する者は、この法律の施行の際現にその商標がその者の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、同項の規定にかかわらず、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

4 第一項の規定は、前項の場合に準用する。

5 立体商標に係る商標登録を受けようとする者が、新商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする場合において、同項に規定する出品又は出展の日(以下この項において「出品等の日」という。)が、平成九年四月一日前であるときは、出品等の日は平成九年四月一日とみなす。

6 立体商標に係る商標登録を受けようとする者が、新商標法第九条の二、第九条の三又は第三条第一項において準用する第一条の規定によ

る改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第四十三条若しくは第四十三条の二第二項の規定により優先権を主張しようとする場合において、最初の出願若しくは千九百年十一月六日にワシントンで、千九百三十四年六月一日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボン及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日(以下この項において「出願日」という。)が、平成九年四月一日前であるときは、出願日は平成九年四月一日とみなす。

7 第一項から第四項まで及び前項の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。
(商標登録出願についての経過措置)

第二条 商標登録出願がこの法律の施行前にされた場合の当該出願において指定された商品及び役務の区分に関する審査については、新商標法第六条第一項及び第二項並びに第十五条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定は、防護標章登録出願に準用する。

3 第一項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があった場合においては、当該法人の構成員は、附則第十二条第二項並びに商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号。以下「平成三年改正法」という。)附則第九条、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定の適用については、通常使用権者とみなす。

4 第一項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があった場合の附則第十六条第一項第二号(附則第十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「又はそ

の商標若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条第四項において準用する新特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標若しくは専用使用権についての新商標法第三十一条

(団体商標についての経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標登録出願人又はこの法律の施行前にされた商標登録に係る商標権者又は、その商標の使用をする権利を有する団体構成員とする。

(登録異議の申立てについての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願(出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつたものに限る。)及びこの法律の施行前にされた商標登録についての登録異議の申立ての規定については、なお従前の例による。

2 前項の規定により商標登録を団体商標の商標登録に変更しようとするときは、その旨を記載した書面及び新商標法第七条第三項に規定する書面を変更の登録の申請と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定は、防護標章登録に準用する。
(商標権の存続期間の更新登録についての経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標権の存続期間の更新登録の出願に係る審査、登録料の納付及び登録については、なお従前の例による。

2 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に存続期間が満了した商標権であつて、第一条の規定による改正前の商標法(以下「旧商標法」という。)第二十条第二項に規定する期間内に更新登録の出願がされなかつたもの当該期間経過後の存続期間の更新登録の出願をすることができる期間については、なお従前の例による。

3 第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた更新登録の出願に係る登録料の納付については、新商標法第四十一条の二第二項から第五項まで(登録料の分割納付)並びに第四十三条第三項及び第四項(割増登録料)の規定を準用する。この場合において、新商標法第四十一条

の「第二項中「商標権の存続期間の更新登録の申請をする者」とあるのは「商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者」と、「更新登録の申請と同時に」であるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつた日(商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日)から三十日以内に」と、「十万円に区分の数を乗じて得た額」とあるのは「八万七千円」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。」の場合において、第二項中「第一条の規定による改正前の商標法(以下「旧商標法」という。)第二十条第一項」とあるのは、「旧商標法第六十八条第三項において準用する第二十条第一項」と読み替えるものとする。

(商標登録の無効の審判についての経過措置)

第八条 この法律の施行の際に新商標法第四十六条第一項第五号に該当するものとなつていてる商標登録についての商標登録の無効の審判における新商標法第四十八条の二第一項の適用については、同項中「その商標登録が同号に該当するに至つた時」とあるのは、「平成九年四月一日」とする。

2 この法律の施行の際に存する商標権についての新商標法第四条第一項第十五号に該当することを理由とする商標登録の無効の審判の請求をすることができる期間については、なお従前の例による。

3 第一項の規定は、防護標章登録に準用する。

(存続期間の更新登録の無効の審判についての経過措置)

第九条 この法律の施行前にした商標権の存続期間の更新登録については、旧商標法第四十八条及び第四十九条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(商標登録の取消しの審判についての経過措置)

第十条 この法律の施行の際に特許庁に係属している旧商標法第五十条第一項の審判については、は、なお従前の例による。

(存続期間の更新登録)

第十二条 平成十二年三月三十一日までに請求された新商標法第五十条第一項の審判については、旧商標法第五十五条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(重複登録商標に係る存続期間の更新の特例)

第十三条 特例商標登録出願(平成三年改正附則第五条第一項に規定するものをいう。)に係る同一又は類似の役務について使用をする同一又は類似の二以上の登録商標(以下この条及び次条において「重複登録商標」という。)がある場合においては、重複登録商標に係る商標権の存続期間の最初の更新について、新商標法第十九条第二項の規定にかかわらず、更新登録の出願によりしなければならない。

(更新登録の申請に関する規定の準用)

第十四条 新商標法第二十条(存続期間の更新登録)、第二十一条(商標権の回復)及び第二十二条(回復した商標権の効力の制限)の規定は、更新登録の出願に準用する。」の場合において、新商標法第二十二条第一項第一号中「指定商品又は指定役務」とあるのは、「指定役務」と読み替えるものとする。

重複登録商標のうちその登録商標以外の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る役務と混同を生ずるおそれがある商標となつているときは、することができない。

(商標登録出願の規定の準用)

第十五条 新商標法第二十三条(存続期間の更新登録)の規定は、更新登録の出願に関する登録に準用する。」の場合において、同条第一項及び第一項中「更新登録の申請と同時に」とあるのは、「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の申請」とする。

及び第十五条の二(拒絶理由の通知)並びに新特許法第四十八条(審査官の除斥)及び第五十二条(査定の方式)の規定は、重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願(以下附則第十九条まで及び第二十四条第一項において單に「更新登録の出願」という。)の審査に準用する。

(存続期間の更新登録)

第十三条 審査官は、更新登録の出願が次の各事の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その出願に係る登録商標が附則第十一条第一項の規定により更新をするとができないものであるとき。

二 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

三 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

四 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

五 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

六 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

七 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

八 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

九 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

十 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

十一 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

十二 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

十三 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

十四 その出願をした者が当該商標権者でないと認められるとき。

2 新商標法第四十条第二項から第四項まで(登録料)、第四十一条第二項及び第三項(登録料の納付期限)、第四十一条の二第一項から第六項まで(登録料の分割納付)、第四十一条の三(利用料)、第四十一条第二項及び第三項(登録料の登録料の返還)並びに第四十三条(割増登録料)の規定は、更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料に準用する。この場合において、新商標法第四十条第一項及び第四十一条の規定は、更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料に準用する。この場合において、新商標法第四十条第一項及び第四十一条の二第一項中「存続期間の更新登録の申請をする者は」とあるのは「存続期間を更新した旨の登録を受ける者」と、第四十一条第三項、第四十一条第二項とあるのは「前項」とあるのは「次項」と、第四十一条第三項、第四十一条第二項及び第四十三条第一項中「更新登録の申請と同時に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつた日(商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日)から三十日以内に」と、第四十一条の二第六項中「第一項」とあるのは「第一項」と、「商標登録をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつた日から三十日以内に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつた日(商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日)から三十日以内に」と読み替えるものとする。

旨の査定又は審決の贈本の送達があつたときは、存続期間の満了前にその送達があつたと読み替えるものとする。

2 新商標法第四十条第二項から第四項まで(登録料)、第四十一条第二項及び第三項(登録料の納付期限)、第四十一条の二第一項から第六項まで(登録料の分割納付)、第四十一条の三(利用料)、第四十一条第二項及び第三項(登録料の登録料の返還)並びに第四十三条(割増登録料)の規定は、更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料に準用する。この場合において、新商標法第四十条第一項及び第四十一条の二第一項中「存続期間の更新登録の申請をする者は」とあるのは「存続期間を更新した旨の登録を受ける者」と、第四十一条第三項、第四十一条第二項とあるのは「前項」とあるのは「次項」と、第四十一条第三項、第四十一条第二項及び第四十三条第一項中「更新登録の申請と同時に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつた日(商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日)から三十日以内に」と、第四十一条の二第六項中「第一項」とあるのは「第一項」と、「商標登録をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつた日から三十日以内に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の贈本の送達があつた日(商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日)から三十日以内に」と読み替えるものとする。

(拒絶の査定又は審決前の使用による商標の使
用をする権利)

第十六条 更新登録の出願について、附則第十三
条第一項第一号の規定により拒絶をすべき旨の
査定又は審決が確定した場合(他の拒絶の理由
がある場合を除く。)においては、次の各号の一
に該当する者が、その出願に係る商標権の存続
期間の満了の際現にその出願に係る登録商標の
使用をしている指定役務について継続してその
商標の使用をするときは、当該商標権の存続期
間の満了の際現にその登録商標の使用をしてそ
の指定役務に係る業務を行っている範囲内にお
いて、その役務についてその商標の使用をする
権利を有する。当該業務を承継した者について
も、同様とする。

一 当該登録商標に係る商標権者

二 当該商標権の存続期間の満了の際現にその
商標権についての専用使用権についての新商標法第三
若しくは専用使用権についての新特許法第九
十二条第四項において準用する新特許法第九
十九条规定の効力を有する通常使用権又はその商標権
する者

2 前項に規定する場合において、当該商標権の
存続期間の満了の際現にその登録商標が同項各
号の一に該当する者の業務に係る指定役務を表
示するものとして需要者の間に広く認識されて
いるときは、その者は、継続してその役務につ
いてその商標の使用をする場合は、同項の規定
にかかわらず、その役務についてその商標の使
用をする権利を有する。当該業務を承継した者
についても、同様とする。

3 新商標法第三十二条第一項の規定は、前項

の場合に準用する。

(商標権の存続期間の更新登録の無効審判)

第十七条 附則第十五条第一項において準用する
新商標法第二十三条の規定によりされた更新登
録が次の各号の一に該当するときは、その更新登
録を無効にすることについて審判を請求する
ことができる。この場合において、更新登録に
係る指定役務が「以上のものについては、指定
役務」として請求することができる。

一 その存続期間の更新登録が附則第十一條第一
項の規定に違反してされたとき。
二 その更新登録が当該商標権者でない者の出
願に対してされたとき。

2 新商標法第四十六条第二項の規定は、前項の
審判の請求に準用する。

3 第一項の審判は、商標権の存続期間を更新し
た旨の登録の日から五年を経過した後は、請求
することができない。

(無効審判の審決前の使用による商標の使用を
する権利)

第十八条 附則第十六条の規定は、前条第一項の
審判において更新登録を無効にする旨の審決
が確定した場合に準用する。この場合において
て、附則第十六条第一項中「他の拒絶の理由が
ある場合」とあるのは「他の無効の理由がある場
合」と、同条第一項及び第一項中「当該商標権の
存続期間の満了の際」とあるのは「商標法等の一
部を改正する法律(平成八年法律第二号附則第
十七条第一項の審判の請求の登録の際」と
読み替えるものとする。

第十九条 更新登録の出願をする者が納付しなけ
(手数料)

ればならない手数料についての新商標法第七十
六条の適用については、別表第一号中「商標登
録出願をする者」とあるのは、「更新登録の出願
をする者」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十条 この法律の各改正規定の施行前にした
行為及びこの附則の規定によりなお従前の例に
よることとされる事項に係るこの法律の各改正
規定の施行後にした行為に対する罰則の適用に
ついては、それぞれなお従前の例による。

第二十一条 附則第一条から前条までに定めるも
ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措
置は、政令で定める。

(平成三年改正法の一部改正)

第二十二条 平成三年改正法の一部を次のように
改正する。

附則第八条を次のように改める。

附則第八条 削除

附則第九条中「前条第一項に規定する場合」を
「特例商標登録出願に係る同一又は類似の役務
について使用をする同一又は類似の二以上の登
録商標がある場合」に改める。

附則第十条第一項中「附則第八条第一項に規
定する場合」を「前条に規定する二以上の登録商
標がある場合」に、「附則第八条第一項に規定す
る二以上の」を「附則第九条に規定する二以上
の」に改める。

附則第十一條第一項中「附則第八条第一項に規
定する場合」を「附則第九条に規定する二以上
の登録商標がある場合」に、「附則第八条第一項から第
三項まで」とあるのは「第四十二条第一項から第
三項(商標法等の一部を改正する法律附則第七

に規定する二以上の」を「附則第九条に規定する
二以上の」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の
一部改正)

第二十三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する
法律(昭和二十二年法律第二百四十一号)の一部
を次のように改正する。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の
一部改正)

第二十四条 この法律の施行の際現に特許庁に係
る登録料の納付について、附則第七条第三
項の規定により、新商標法第四十二条の二第二
項又は第四十三条第三項の規定が準用される場
合における印紙をもつてする歳入金納付に関する
法律(以下この条において「法」という)第二
条第一項第七号の規定の適用については、同号
中「第四十二条の二第一項若しくは第二項」とあ
るものは「第四十二条の二第一項若しくは第二項
(商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律
第二号)附則第七条第三項において準用す
る場合を含む。)と、「第四十三条第一項から第
三項まで」とあるのは「第四十三条第一項から第
三項(商標法等の一部を改正する法律附則第七

条第三項において準用する場合を含む。)まで」とする。

2 更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料について、附則第十五条第二項の規定により、新商標法第四十条第二項(第四十一条の二第二項又は第四十二条第一項から第三項までの規定が準用される場合における法第一条第一項第七号の規定の適用については、同号中「第四十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条若しくは第二項(商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第二十五号)附則第十一条第一項から第三項まで(これらの規定を商標法等の一部を改止する法律附則第十五条第二項において準用する場合を含む。)」とす

と、「第四十一条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは第二項(商標法等の一部を改正する法律附則第十五条第二項において準用する場合を含む。)」と、「第四十三条第一項から第三項まで(これらの規定を商標法等の一部を改止する法律附則第十五条第二項において準用する場合を含む。)」とす

と、「第四十一条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは第二項(商標法等の一部を改正する法律附則第十五条第二項において準用する場合を含む。)」とす

と、「第四十一条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは第二項(付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又はそれらの登録に該当するものを除く。)」とす

と、「第四十一条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは第二項(付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又はそれらの登録に該当するものを除く。)」とす

料について、附則第十五条第二項(第四十一条の二第二項又は第四十二条第一項から第三項までの規定が準用される場合における法第一条第一項第七号の規定の適用については、同号中「第四十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条若しくは第二項(商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第二十五号)附則第十一条第一項から第三項まで(これらの規定を商標法等の一部を改止する法律附則第十五条第二項において準用する場合を含む。)」とす

と、「第四十一条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは第二項(付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又はそれらの登録に該当するものを除く。)」とす

と、「第四十一条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは第二項(付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又はそれらの登録に該当するものを除く。)」とす

と、「第四十一条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは第二項(付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又はそれらの登録に該当するものを除く。)」とす

と、「第四十一条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項若しくは第二項(付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又はそれらの登録に該当するものを除く。)」とす

官 報 (号 外)

百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円

を

別表第一第一号中

(六) 実用新案法(昭和二十四年法律第二百一十二条)第二条の五第五項(特許法の準用)において準用する特許法の運任又は登録の抹消	件数
(七) 登録の更正若しくは変更の登録に該当するものを除く。	件数
(八) 登録の抹消	件数

(六) 実用新案法(昭和二十四年法律第二百一十二条)第二条の五第五項(特許法の準用)において準用する特許法の運任又は登録の抹消	件数
(七) 登録の更正若しくは変更の登録に該当するものを除く。	件数
(八) 登録の抹消	件数

(六) 実用新案法(昭和二十四年法律第二百一十二条)第二条の五第五項(特許法の準用)において準用する特許法の運任又は登録の抹消	件数
(七) 登録の更正若しくは変更の登録に該当するものを除く。	件数
(八) 登録の抹消	件数

(六) 実用新案法(昭和二十四年法律第二百一十二条)第二条の五第五項(特許法の準用)において準用する特許法の運任又は登録の抹消	件数
(七) 登録の更正若しくは変更の登録に該当するものを除く。	件数
(八) 登録の抹消	件数

(六) 実用新案法(昭和二十四年法律第二百一十二条)第二条の五第五項(特許法の準用)において準用する特許法の運任又は登録の抹消	件数
(七) 登録の更正若しくは変更の登録に該当するものを除く。	件数
(八) 登録の抹消	件数

百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円

を

百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円

を

百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円

を

百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円

を

百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円

を

百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円

を

百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円

を

百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円

を

百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円
百円	一件につき千五百円

を

官報(号外)

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)	商標権等の件数
第一項第一項中「第八条第一項及び第二項」を「第八条」に改める。	一件につき千円

(特許特別会計法の一部改正)	勢の変化等に対処するとともに、商標法条約の確実な実施を確保するため、商標権の更新時の審査の廃止、不使用の登録商標に係る取消審判制度の強化、商標登録後に異議申立てを行う制度の採用等による商標制度の改善を図るとともに、工業所有権制度に共通する手続を簡素化し、あわせて工業所有権関係料金の納付方法を改善する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
----------------	--

(一) 商標権に係る各種手続の簡素化	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)その他工業所有権に関する登録料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百九十五条第一項から第三項までの規定による手数料(現金をもつて納付されたものに限る。)その他の工業所有権に関する事務に係る手数料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
--------------------	---

(二) 商標登録の存続期間の更新登録について、更新時に審査を行う出願制度を廃止し、申請のみにより更新することができるものとする。	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(一) 商標権の存続期間の更新登録について、更新時に審査を行う出願制度を廃止し、申請のみにより更新することができるものとする。	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(二) 料金制度の改正	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(一) 商標権に係る登録料その他の料金について、特許印紙をもつてするほか、現金をもつて納めることができるものとする。	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(二) 商標権の設定又は更新の登録を受ける者は、登録料を分割して納付することができるものとする。	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。

(三) 商標権付与後の登録異議申立て制度への移行	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(四) 商標権付与前の登録異議申立て制度を廃止する。	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(五) 何人も、商標掲載公報の発行後二月以内は登録異議の申立てを行うことができるものとする。	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(六) 商標権の侵害の罪に係る法人重課罰金の額の上限を一億五千万円とする。	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。

商標法等の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

本案は、商標制度の國際的調和、商標権の保護の適正化等により商標制度をめぐる内外の情

(七) 登録商標が継続して三年以上使用されていないことを理由として、何人も、商標登録を取り消すことについて審判を請求することができるものとする。	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(八) 特許法、実用新案法、意匠法、不正競争防止法について所要の改正を行うほか関係規定について所要の整備を行う。	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(九) 指定商品の書換商品及び役務の区分についての国際分類が導入される前の出願に係る商標権について、商標権者の申請により商標権の指定商品の書換を行う制度を導入する。	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(十) 指定商品の書換商品及び役務の区分についての国際分類が導入される前の出願に係る商標権について、商標権者の申請により商標権の指定商品の書換を行う制度を導入する。	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。

(十一) その他	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(十二) 施行期日	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(十三) 諸議院の可決理由	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(十四) 本案施行に要する経費	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。
(十五) 本案施行に要する経費	第一項第一項中「受入金」の下に「、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第百七条第一項の規定による特許料(現金をもつて納付されたものに限る。)及び同法第二百十二条第一項の規定による割増特料(現金をもつて納付されたものに限る。)」を加え、「受入金及び」を「受入金並びに」に改める。

平成八年六月四日

官 報 (号 外)

平成八年六月四日 衆議院会議録第二十二号

明治三十五年三月三十日
郵便物記可

発行所
〒105 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号 話
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定額
本号一部
配本体
送一〇三円
料別